

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 北海道財務局長

【提出日】 令和4年6月30日

【事業年度】 第72期(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

【会社名】 株式会社北弘電社

【英訳名】 KITA KOUDENSHA Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 高橋 龍夫

【本店の所在の場所】 札幌市中央区北11条西23丁目2番10号

【電話番号】 011-640-2231

【事務連絡者氏名】 管理統括室 関谷 繁淑
経理業務部長

【最寄りの連絡場所】 札幌市中央区北11条西23丁目2番10号

【電話番号】 011-640-2231

【事務連絡者氏名】 管理統括室 関谷 繁淑
経理業務部長

【縦覧に供する場所】 証券会員制法人札幌証券取引所

(札幌市中央区南1条西5丁目14番地の1)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第68期	第69期	第70期	第71期	第72期
決算年月	平成30年3月	平成31年3月	令和2年3月	令和3年3月	令和4年3月
売上高 (千円)	13,754,911	13,264,126	15,565,255	10,042,814	16,764,177
経常利益 又は経常損失() (千円)	577,686	356,907	500,100	816,513	2,588,925
当期純利益 又は当期純損失() (千円)	403,258	156,119	326,950	3,270,081	2,787,443
持分法を適用した場合 の投資利益 (千円)	22,968	21,088	26,542	18,795	22,997
資本金 (千円)	840,687	840,687	840,687	840,687	840,687
発行済株式総数 (株)	650,000	650,000	650,000	650,000	650,000
純資産額 (千円)	6,145,321	6,204,927	6,413,928	3,109,903	208,135
総資産額 (千円)	10,949,094	9,402,963	10,006,167	10,412,680	9,186,147
1株当たり純資産額 (円)	9,739.95	9,835.66	10,168.44	4,931.23	330.03
1株当たり配当額 (うち1株当たり 中間配当額) (円)	120.00 (-)	120.00 (-)	120.00 (-)	150.00 (-)	- (-)
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損失() (円)	639.01	247.45	518.29	5,184.59	4,419.92
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	56.1	66.0	64.1	29.9	2.3
自己資本利益率 (%)	6.7	2.5	5.2	68.7	168.0
株価収益率 (倍)	6.1	14.3	6.2	-	-
配当性向 (%)	18.8	48.5	23.2	-	-
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	310,229	1,800,563	722,800	341,315	4,573,069
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	8,376	5,162	30,271	43,753	4,760
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	98,488	101,182	93,806	101,894	3,576,526
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	1,410,934	3,115,478	2,268,599	2,464,267	1,472,484
従業員数 (名)	212	211	214	217	227
株主総利回り (%) (比較指標：配当込み TOPIX) (%)	110.8 (115.9)	103.8 (110.0)	98.1 (99.6)	124.9 (141.5)	65.2 (144.3)
最高株価 (円)	4,250 (390)	4,100	4,000	4,450	4,105
最低株価 (円)	3,820 (350)	3,400	2,990	3,030	1,780

- (注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第72期の期首から適用しており、第72期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
2. 当社は、平成29年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。第68期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失()を算定しております。又、第68期の株価については株式併合後の最高株価及び最低株価を記載しており、()内に株式併合前の最高株価及び最低株価を記載しております。

3. 第68期、第69期、第70期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第71期、第72期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 当社は、連結財務諸表を作成しておりませんので、「最近5連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移」については、記載しておりません。
5. 最高株価及び最低株価は札幌証券取引所におけるものであります。
6. 令和3年3月期の1株当たり配当額150円には、創業110周年・設立70周年並びに株式上場20周年記念配当30円を含んでおります。

2 【沿革】

年月	沿革
明治43年3月	創業者の弘田国太郎が東京市京橋区采女町に各種電気工事の設計、施工、請負を目的とする合資会社弘電舎を創業
大正6年6月	資本金50万円で株式会社に組織変更
昭和26年1月	電力再編成に伴い株式会社弘電社の北海道支社を継承して、札幌市大通西2丁目2番地に株式会社北弘電社(資本金500万円)と改称設立し、函館・旭川に営業所及び釧路・帯広・室蘭・東京・仙台に出張所を開設 建設業法による電気工事業の建設大臣登録(第2210号)をする
昭和28年9月	三菱電機株式会社と特約店契約を締結
昭和30年3月	三菱電機株式会社の資本参加により同社の関係会社となる
昭和30年12月	仙台出張所を株式会社弘電社に譲渡
昭和36年2月	苫小牧出張所を開設
昭和44年6月	札幌市南11条西21丁目19番地に本社社屋を建設し、移転する
昭和46年3月	電気工事業法による通商産業大臣への届出(第46264号)をする
昭和47年7月	商事業部の家庭電化機器販売部門を札幌三菱電機商品販売株式会社へ営業譲渡
昭和48年9月	建設業法による電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、機械器具設置工事業の建設大臣許可(第1707号)を受ける
昭和48年10月	函館・旭川営業所を支社に昇格
昭和51年10月	東京・釧路・帯広・室蘭・苫小牧出張所を営業所に昇格
昭和51年11月	建設業法による電気通信工事業、消防施設工事業の建設大臣許可(第1707号)を受ける
昭和53年4月	東京営業所を支社に昇格
昭和56年4月	苫小牧営業所に室蘭営業所を統合
昭和58年1月	建設業法による土木工事業の建設大臣許可(第1707号)を受ける
平成元年12月	建設業法による電気通信工事業の建設大臣許可(第1707号)を受ける
平成4年2月	建設業法による管工事業の建設大臣許可(第1707号)を受ける
平成5年8月	建設業法による水道施設工事業の建設大臣許可(第1707号)を受ける
平成7年10月	北見営業所を開設
平成10年6月	札幌市中央区北11条西23丁目2番10号に本社社屋を建設し、移転する
平成11年3月	ISO14001を認証取得する
平成12年5月	ISO9002を認証取得する
平成12年8月	札幌証券取引所に株式を上場する
平成14年8月	建設業法によるほ装・塗装工事業の国土交通大臣許可(第1707号)を受ける
平成15年2月	ISO9002からISO9001の2000年版へ移行登録
平成15年4月	釧路・帯広・苫小牧営業所を支社に昇格
平成19年4月	札幌オール電化センター開設
平成20年5月	札幌オール電化センターをサッポロファクトリーから本社ビルに移転する
平成21年4月	オール電化推進室を産業機器システム事業部に統合
平成23年2月	北弘電社テクノセンター(石狩市新港南)を開設
平成30年4月	北見営業所を旭川支社に統合
平成30年9月	東北営業所を開設

3 【事業の内容】

当社の企業集団は、当社、その他の関係会社1社、その他の関係会社の子会社1社及び関係会社3社で構成され、電気設備工事及びFA住宅環境設備機器、産業設備機器の仕入・販売を主な内容として事業活動を展開しております。

なお、関連会社のとちかちソーラーファーム合同会社及び大樹ソーラーファーム合同会社の2社は、太陽光発電事業を目的としたジョイントベンチャーとして設立しており、屋内配線工事業において、太陽光発電設備工事を受注しており、また、FA住宅環境設備機器事業において、太陽光発電設備の保守点検業務を受注しております。合同会社フォーエバーエナジーは、小形風力発電事業を目的としたジョイントベンチャーとして設立し、屋内配線工事業において小形風力発電設備工事を受注していましたが、小形風力発電機取扱い終了に伴う小形風力発電設備工事の工事契約解除により、電気設備工事の施工を行っておりません。

セグメントの内容は、次のとおりであります。

セグメント	取扱品目	売上構成比(%)	
		令和3年3月期	令和4年3月期
屋内配線工事	ビル・建築物の電気設備工事、 上下水道・各種産業機械プラントの設置工事、 太陽光発電設備工事	54.7	68.4
電力関連工事	送電線工事、地中送電線・地中配電線・地中通信線工事、 発・変電所の電気設備工事、情報通信ケーブル工事、 建築物の空調自動制御システム工事	32.4	22.9
FA住宅環境設備機器	標準機器製品、冷暖房設備、太陽光発電設備、 ヒートポンプ、ビル電源機器、電子機器等販売	10.8	6.1
産業設備機器	電力設備機器、発電機車、情報通信システム、 電線類及び管路材料等販売	2.1	2.6
合計		100.0	100.0

なお、当グループの事業に係わる位置付け及びセグメントとの関連は次のとおりであります。

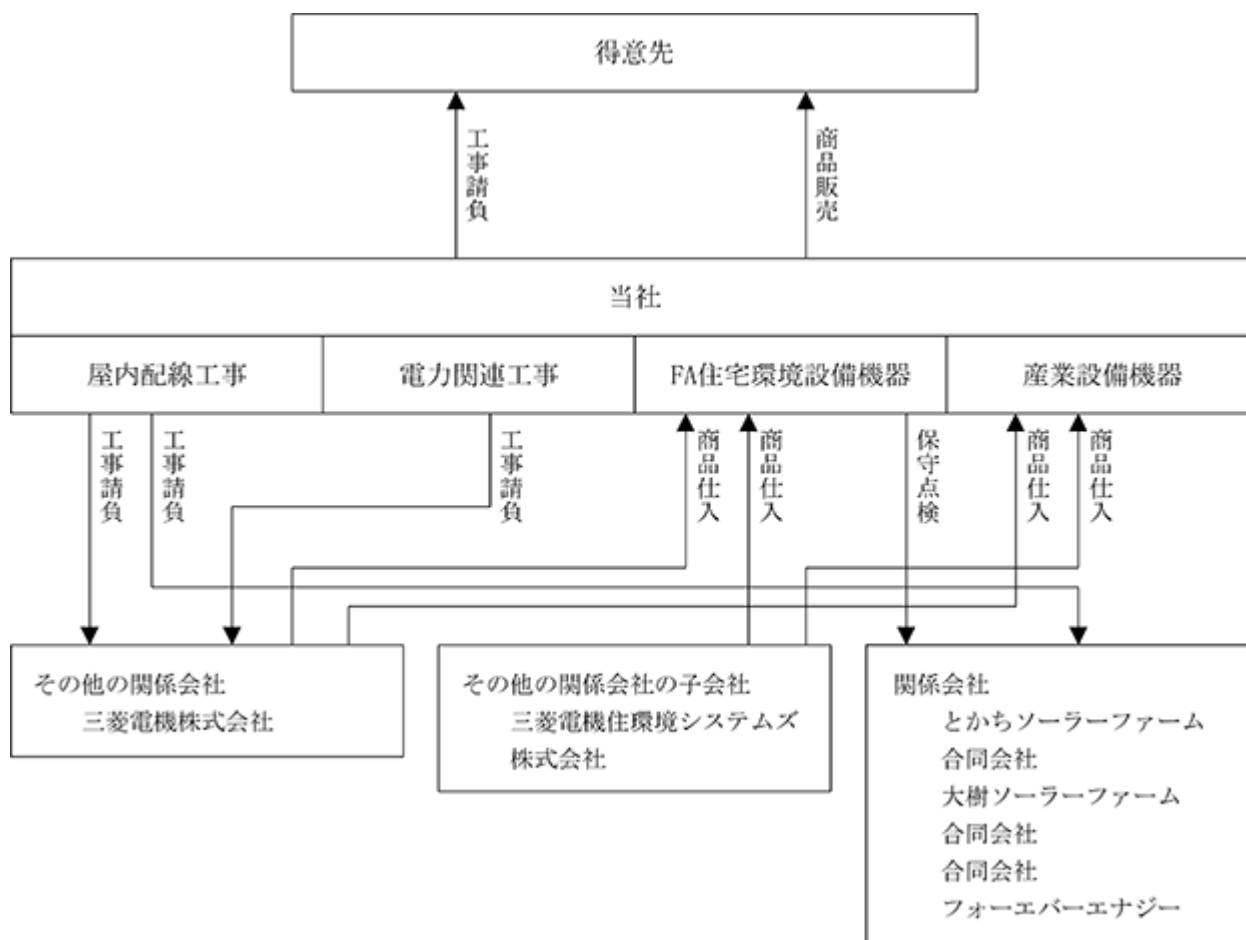
屋内配線工事.....水処理施設等の電気設備工事の一部につき、関係会社三菱電機株式会社より受注しております。また、太陽光発電所関連の太陽光発電設備工事を、関連会社とちかちソーラーファーム合同会社及び大樹ソーラーファーム合同会社より受注しております。

電力関連工事.....発変電所の電気設備工事の一部につき、関係会社三菱電機株式会社より受注しております。

FA住宅環境設備機器.....関係会社三菱電機株式会社の製造するFA住宅環境設備機器を三菱電機株式会社あるいは三菱電機住環境システムズ株式会社より仕入し、販売しております。また、太陽光発電所関連の保守点検業務を、関連会社とちかちソーラーファーム合同会社及び大樹ソーラーファーム合同会社より受注しております。

産業設備機器.....関係会社三菱電機株式会社の製造する産業設備機器を三菱電機株式会社あるいは三菱電機住環境システムズ株式会社より仕入し、販売しております。

事業の系統図は、次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は出資金(千円)	主要な事業の内容	議決権の所有(又は被所有)割合(%)	関係内容	
					役員の兼任等	事業上の関係
(その他の関係会社) 三菱電機株式会社	東京都千代田区	175,820,770	電気機械器具製造販売	直接 27.68	転籍3名 同社従業員兼任2名	電気設備工事の受注並びに商品の仕入(販売代理店・特約店)
(関係会社) とかちソーラーファーム合同会社	札幌市中央区	15,000	電気設備工事	直接 33.33	なし	電気設備工事の受注並びに保守点検
大樹ソーラーファーム合同会社	札幌市中央区	9,000	電気設備工事	直接 33.33	なし	電気設備工事の受注並びに保守点検
合同会社フォーエバーエナジー	札幌市中央区	4,000	電気設備工事	直接 100.00	なし	小形風力発電機取扱い終了に伴う補償

(注) 1. 三菱電機株式会社は、有価証券報告書提出会社であります。

2. 合同会社フォーエバーエナジーは、令和3年7月28日開催の合同会社役員総会において解散の方針を決議し、清算に向けて持分を100%としております。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

令和4年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
227	44.1	15.8	5,950,242

セグメントの名称	従業員数(名)
屋内配線工事	80
電力関連工事	61
FA住宅環境設備機器	19
産業設備機器	2
全社(共通)	65
合計	227

- (注) 1. 従業員は就業人員であります。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 全社(共通)は、総務及び経理等の管理部門の従業員であります。

(2) 労働組合の状況

当社の労働組合は、北弘電社労働組合と称し、昭和53年3月17日に結成され、令和4年3月31日現在の組合員数は131人であります。なお、労使関係は安定しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において、当社が判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社は、明治43年の創業以来100年を超え、電気設備工事の施工を通じて地域社会への貢献を果たすべく、北海道を中心に「社会インフラ」「産業インフラ」「快適な事務・生活空間」を構築するための活動を続けてまいりました。

環境・エネルギーや安全・安心などの領域では、新しい社会の要請や価値観の多様化、加えて絶え間ない技術革新により、地域社会の仕組みや生活環境が大きく変化する可能性があり、機動的な対応が求められています。

積み重ねてきた実績や高めてきた品質・信頼を礎とし、鍛え上げてきた施工技術・施工能力を活かしながら、この変化をチャンスと捉え、お客様のご要望に応えられるよう感性と創造力を磨き、行動力を発揮し、企業価値向上への活動を進めてまいります。

令和2年度から『私たちは、「人」と「信頼」を大切にし、磨き上げた技術と高い品質に誇りを持ち、社会インフラを通して、人々の暮らしを支え続けます』を新たな企業理念として掲げ、北の100年企業として優れた技術と豊かな創造力で、地域と共に成長・発展できるよう努めてまいります。

(2) 目標とする経営指標

当社では、採算性及び事業の継続性の観点から「受注高」並びに「売上高」の確保と「営業利益」を重要な指標として位置付け、管理体制の再構築を前提に、営業体制の強化や市場価格に対応できるコスト体質改善を図り、採算性の向上に向けた原価管理の徹底、固定費の削減、業務効率化に積極的に取り組み、安定した経営基盤を強化・確立し、企業価値の拡大を目指してまいります。

(3) 経営環境及び中長期的な会社の経営戦略

当社が事業領域としている北海道に於ける近年の経営環境は、新型コロナウイルスのワクチン接種等が進み、移動人口が徐々に増加したほか、生産活動や輸出入が徐々に回復するなど、総じてみれば穏やかな持ち直しの動きが続きました。一方、産油国における原油増産に対する慎重姿勢、電子デバイス需要の急増による半導体部品の不足、東南アジアでの工場稼働制限、世界的なコンテナ不足と海上運賃の高騰、アメリカや中国での木材需要の急増といった、海外におけるサプライチェーンの混乱と需給アンバランスが国内に波及し、資材や部品の供給制約のほか、ウクライナ情勢の緊迫化による燃料や原材料価格が高騰するなどの影響が生じました。これらの当社に於ける今後の業績への影響は、現状では限定的であると想定しておりますが、今後の状況によっては、これらの影響が更に広範囲の企業収益や設備投資等へ拡大していくことも懸念され、その動向を注視する必要があります。

また、上記経営環境に加え、当社は、前事業年度の特別調査委員会による調査の結果を受けて、引き続き事業遂行における管理水準の向上を念頭に、信頼性のある経営基盤の構築に努めてまいります。

こうした状況の中で、当社は以下の事項を実施してまいります。

客先要請に基づいた環境・エネルギー関連事業の推進を継続しつつ、長年培ってきた従来ビジネスの着実な運営により、経営基盤の更なる安定を図ってまいります。

客先ニーズに迅速に対応し、強い提案力を発揮して対応策の検討と実行を行ってまいります。

各事業の連携強化を推進し、全社一体感の醸成・人材の育成・働き方改革への対応・倫理遵法と安全への取り組みを行い、上記戦略を確実に実行するための基盤強化を図ってまいります。

永年に亘り培ってきた実績と信用を基盤に、客先への強い提案力を発揮し、積極的な事業展開を行ってまいります。

(4) 会社の対処すべき課題

今後の経営環境につきましては、新型コロナウイルスの感染第6波の収束とワクチン接種の普及により、景気は回復基調に復帰することが見込まれます。しかしながら、ウクライナ情勢の緊迫化による原油価格の高騰を受けて、エネルギー価格の上昇や原材料コストの増加、資源価格高により米ドルへの需要が高まったことが円安・ドル高を促すなど、内外ともに当社を取り巻く経営環境は、従来にも増して厳しく不確実な状況にあります。

当社はこのような状況に対処するため、引き続き以下の項目について従来以上の強化・徹底に努めてまいります。

働き方改革の推進

適正な受注量と利益率の向上

現場教育体制強化による若手技術者の早期育成

コンプライアンスと安全確保への取り組みの徹底

コア事業の維持推進と成長戦略の推進・実行

パートナー企業との関係強化による施工体制の強化

また、当社は太陽光発電所建設工事及びその他の一部の案件において不適切な会計処理の疑義が生じ、特別調査委員会の設置及び調査が行われた結果、過年度有価証券報告書等の一部訂正を行うこととなりました。当社は、特別調査委員会の調査報告書による原因分析及び提言を真摯に受け止め、本事実の再発防止策について検討を重ね、以下の再発防止策を取締役会で決定致し、施策の実行を開始しております。

大型案件等重要案件の管理強化

- ・現場代理人の補助者の設置、管理職の現地へのより頻度の高い視察、工事部長による下請業者との協議等、現場代理人への適切なサポートとフォローが可能な体制、当該案件を担う事業部だけでなく会社全体でサポートを行う体制を構築する。
- ・大型案件等重要案件に関する、より水準の高い管理体制について定めた規定の整備と厳格な運用を行う。
実行予算変更に関する仕組みの整備と教育
- ・実行予算の変更漏れを防止するための規定を整備する。
- ・実行予算の変更漏れを発見するために内部牽制の仕組みを整備する。
- ・一定期間にわたり収益を認識する工事における実行予算変更の与える影響及び具体的な見積りの考え方について会計上の理解を深めるための講習会を実施する。

管理部門及び取締役会によるリスク管理・モニタリングの強化

- ・管理部門が実行予算の管理について主体的に関与し、特に大型案件等重要案件に関しては、現場の状況を直接的に把握する。また、事業部門に定期的なヒアリングを実施する等により深化した管理体制を構築する。
- ・工事原価の計上に関しては、予算の厳しい案件に関して工事原価の正当性をチェックする役割を管理部門が担う仕組みを構築する。
- ・内部監査部門の監査項目の充実を図る。大型案件等重要案件のフォロー体制、工事原価の正当性に関して監査を充実させる。
- ・取締役会においては、監督機能を適切に発揮すべく大型案件等重要案件について、受注後も確実にフォローを実施する。問題の有無に関わらず案件の進捗確認の継続的なヒアリング等によりモニタリングを強化する。
- ・取締役会や経営会議において、各役員による業務執行状況の報告を義務化し、各役員間の情報共有を強化する。

契約に依拠したリスク管理

- ・重要案件に関連する契約については、弁護士等の専門家によるチェックを受けることを規定化する。
 - ・元請業者との契約内容を踏まえて、下請業者との契約書の内容を確定する。契約履行中において実施内容が変更になった場合の元請業者・下請業者との適切な交渉を可能にするための契約をすることによって、備えの充実を図る。
- ##### 意識改革と責任の明確化
- ・各階層の役割と責任を規定において明確化する。大型案件等重要案件の主管部門を明確にし、関連部門も含めそれぞれの階層が業務を安易に他人任せにせず、主体的に関与をしていく意識を醸成すべく各部内会議等での教育を実施する。
 - ・工事原価付替は決して行ってはならないとの強いトップメッセージを発信した上で、工事案件がたとえ赤字であっても原価の付替を絶対にはやってはいけないとの教育を徹底して行うと共に、管理・監督者に対し工事原価付替を含むコンプライアンスと会計上のルールに関する部下への指導について定期的に確認を実施する。

株主の皆様には、多大なご迷惑とご心配をお掛けしておりますこと、改めて深くお詫び申し上げます。当社では、再発防止策に最優先で取り組み、信頼回復に努めて参りますので、何卒ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 景気の変動について

景気動向の影響で、公共投資の縮小や民間設備投資の抑制等により、工事受注量の減少、過当競争による受注価格の下落が今後も続く場合並びに原油・素材価格の上昇や賃金の上昇によるコスト高等で、当社の業績に悪影響が出る場合があります。

今後、世界的に拡大している新型コロナウイルス感染症の影響を受け景気が悪化した場合、当社の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) 高山ソーラーヒルズ太陽光発電所工事について

当社は、当社ビジネス統括本部内線統括部の太陽光発電所建設工事に関わる案件について、工事原価総額の見直しを見直したところ、損失が発生することが見込まれ、過去の会計処理に誤りがある可能性が判明したため、令和3年8月17日付で特別調査委員会を設置し、調査を進めてまいりました。

令和3年10月15日に、特別調査委員会から調査報告書を受領しており、土木工事費用等の一部の費用が適時に工事原価総額の見積りに反映されていなかったことが判明しました。

高山ソーラーヒルズ太陽光発電所工事は、当社が過去に経験したことのない管理の難易度が高い工事であり、気象条件や地理的要因、地中障害、工事従事者の不足等により、竣工時期の遅延や工事原価総額が増加する場合があります。今後、想定外の事象が発生した場合には、当社の業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(3) 法的規制について

当社が行う事業は、建設業法、建築基準法、独占禁止法、会社法等により法的規制を受けています。そのため、上記法律の改廃や新たな法的規制の導入、適用基準変更等によっては業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 災害等について

天災や想定条件外の原因等により、災害・感染症等が発生し被害を受けた場合には、工事等に影響を及ぼすとともに、修復費用等の発生等で業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大による当社の事業活動や業績への影響は、現状では限定的であると想定しておりますが、収束の時期も不透明な状況にあり当該事象が長期化した場合、業績や財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(5) 継続企業の前提に関する重要事象等について

当社は、当社ビジネス統括本部内線統括部の太陽光発電所建設工事の工事コストの大幅な増加などにより、当事業年度において、営業損失2,741,628千円、経常損失2,588,925千円、当期純損失2,787,443千円を計上し、借入金残高が3,700,000千円に増加いたしました。なお、当該借入金3,700,000千円の期日は、令和4年7月末となっております。当該損失計上及び借入金増加により、当社の資金繰り計画に重要な影響があることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在していると認められます。

当社は、当該状況を解消すべく、以下の対応策を実行し収益力の改善及び長期資金の確保に努めてまいり所存であります。

収益力の改善

当事業年度の損失計上の原因は、特定の太陽光発電所建設工事に関わる案件の工事コストの増加であり、当該案件を除く他案件の収益性は引き続き維持していることから、当該案件のコスト増を抑制しつつ他案件で確実に利益を確保することにより業績の回復を図ります。加えて、顧客・株主を含めた関係者・取引先との連携を深め、そこから創出される新たな売上の拡大と利益の上積みによって更なる改善に向けて既存事業の強化を図り、営業利益率5%台の確保と再生可能エネルギー事業の拡大と新たな営業地域の拡大を目指してまいります。

長期資金の確保

取引金融機関に対し適時に当社の経営状況及び財政状態を報告し、ご理解を得ることによって良好な関係を維持し、令和4年7月末に期日を迎える3,700,000千円も含めた資金調達による長期資金の確保に引き続き努めてまいります。また、財政状態の改善を企図して、連携強化を前提とした顧客・株主を含めた関係者との資本関係の増強、資金繰りへの協力、事業連携等の可能性を検討していくこととしており、その進捗が取引金融機関による融資の判断にも影響することから、関係者に支援の要請を申し入れる等、協議を進めております。

しかしながら、上記対応策は実施途上であり、関係者との合意が得られておらず取引金融機関の融資の判断も確定していないため、現時点においては継続企業の前提に関する不確実性が認められます。

なお、財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する不確実性の影響を財務諸表に反映しておりません。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

経営成績の状況

オミクロン変異株の感染急拡大による外出行動の抑制等から世界経済の拡大ペースは鈍化しましたが、ワクチン接種等により新型コロナウイルスとの共生が進む中で、財政・金融政策による景気押し上げ効果が段階的に剥落し、消費や投資を柱とする自律的な回復へシフトしていくことが予想されます。

日本経済におきましても、新型コロナウイルスの感染がピークアウトすれば、経済の正常化に伴う雇用・所得環境の改善に加え、コロナ危機下で積み上がった過剰貯蓄が消費に回ることから、令和4年半ばにかけて高めの伸びとなることが予想されます。

北海道経済におきましては、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により厳しい状況にあり、公共工事や民間設備投資の増加、生産活動や個人消費に持ち直しの動きがみられるものの、観光や住宅建設、雇用情勢に弱い動きがみられるなど依然として不透明感が強く、新型コロナウイルス感染拡大の影響、国際経済の動向等を十分注視する必要があります。

このような状況の中、当社は、大型太陽光設備等の大口案件の売上計上額の増加により、売上高は16,764百万円で前年比66.9%の増収となりました。

しかしながら、売上高は増加したものの、損益につきましては、太陽光案件における土木工事費用等の工事原価総額が増加したこと等に伴う高山ソーラーヒルズ太陽光発電所工事の完成工事総損失3,066百万円の計上等により経常損失は2,588百万円で前年比1,772百万円の減益、当期純損失は2,787百万円で前年比482百万円の増益となりました。

以上のような状況をうけまして、当会計年度におきましては、財務体質および内部留保の改善、事業展開の充実を図るために、誠に遺憾ながら配当を見送らせていただくことといたします。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

セグメント	売上高(千円)
屋内配線工事	11,461,831
電力関連工事	3,847,946
FA住宅環境設備機器	1,016,870
産業設備機器	437,528
計	16,764,177

イ．屋内配線工事

大型太陽光設備等の大口案件の売上高の増加により、売上高は11,461百万円となり、前年比5,969百万円（108.7%）の増収となりました。

ロ．電力関連工事

地中送配電工事及び発電所工事の増加により、売上高は3,847百万円となり、前年比596百万円（18.4%）の増収となりました。

ハ．FA住宅環境設備機器

FA機器物件の減少により、売上高は1,016百万円となり、前年比71百万円（6.5%）の減収となりました。

ニ．産業設備機器

設備機器物件の増加により、売上高は437百万円となり、前年比226百万円（107.1%）の増収となりました。

財政状態の状況

(資産)

当事業年度の資産合計は、前期末比1,226,532千円(11.8%)減少の9,186,147千円となりました。

流動資産につきましては、前期末比1,185,683千円(13.2%)減少の7,794,084千円となりました。

これは主に、受取手形・完成工事未収入金等が858,398千円増加したものの、現金預金が991,783千円、未成工事支出金が897,720千円、材料貯蔵品が470,119千円減少したこと等によるものです。

固定資産につきましては、前期末比40,849千円(2.9%)減少の1,392,062千円となりました。

これは主に、投資有価証券が30,156千円、無形固定資産のリース資産が20,930千円減少したこと等によるものです。

(負債)

当事業年度の負債合計は、前期末比1,675,234千円(22.9%)増加の8,978,011千円となりました。

流動負債につきましては、前期末比1,727,919千円(26.2%)増加の8,319,090千円となりました。

これは主に、工事補償損失引当金が2,195,532千円、未成工事受入金が1,644,971千円減少したものの、短期借入金が3,700,000千円、買掛金が852,229千円、工事未払金が497,272千円、工事損失引当金が422,777千円、支払手形が158,187千円増加したこと等によるものです。

固定負債につきましては、前期末比52,684千円(7.4%)減少の658,921千円となりました。

これは主に、役員退職慰労引当金が55,200千円、リース債務が21,051千円減少したこと等によるものです。

(純資産)

純資産合計は、前期末比2,901,767千円(93.3%)減少の208,135千円となりました。

これは主に、利益剰余金が当期純損失の計上等により2,878,799千円減少したこと等によるものです。

この結果、自己資本比率は2.3%となりました。

キャッシュ・フローの状況

当事業年度における現金及び現金同等物(以下、「資金」という)の期末残高は1,472,484千円、前事業年度に比べ991,783千円の減少となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果使用した資金は、4,573,069千円(前期は341,315千円の収入)となりました。これは主に営業収入が増加したものの、外注費の支出及び原材料又は商品の仕入れによる支出、補償費の支払額が増加したこと等によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果得られた資金は、4,760千円(前期は43,753千円の支出)となりました。これは主に無形固定資産の取得による支出、有形固定資産の取得による支出が減少したこと等によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果得られた資金は、3,576,526千円(前期は101,894千円の支出)となりました。これは主に短期借入れによる収入によるものです。

施工、受注及び販売の状況

a. 施工実績

区分	金額(千円)	前年同期比(%)
屋内配線工事	11,696,427	184.3
電力関連工事	3,842,123	119.0
合計	15,538,551	162.3

イ. 受注工事高、完成工事高、繰越工事高及び施工高

期別	工事種類別	前期繰越 工事高 (千円)	当期受注 工事高 (千円)	計 (千円)	当期完成 工事高 (千円)	次期繰越工事高(千円)			当期施工高 (千円)
						手持工事高	うち施工高		
前事業年度 (自令和2年4月1日 至令和3年3月31日)	屋内配線 工事	5,532,392	14,418,120	19,950,513	5,492,676	14,457,837	6.2%	898,933	6,346,698
	電力関連 工事	999,728	3,929,216	4,928,944	3,250,996	1,677,948	1.9%	32,383	3,228,744
	計	6,532,121	18,347,337	24,879,458	8,743,672	16,135,786	5.8%	931,316	9,575,443
当事業年度 (自令和3年4月1日 至令和4年3月31日)	屋内配線 工事	13,694,859	4,392,048	18,086,908	11,461,831	6,625,076	17.1%	1,133,529	11,696,427
	電力関連 工事	1,671,004	3,565,356	5,236,360	3,847,946	1,388,414	1.9%	26,560	3,842,123
	計	15,365,864	7,957,404	23,323,268	15,309,778	8,013,490	14.5%	1,160,089	15,538,551

- (注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しております。その結果、前事業年度の次期繰越工事高と当事業年度の前期繰越工事高は一致しません。
2. 前期以前に受注した工事で、契約の変更により請負金額の増減があるものにつきましては、当期受注工事高にその増減高を含んでおります。
3. 次期繰越高の施工高は、手持工事高の施工高を未成工事支出金に基づき計算したものであります。
4. 当期施工高は(当期完成工事高+次期繰越施工高-前期繰越施工高)に一致しております。

ロ. 受注工事高の官庁と民間の区分比率

期別	区分	官庁	民間	計
前事業年度 (自令和2年4月1日 至令和3年3月31日)	屋内配線工事	12.9 %	87.1 %	100.0 %
	電力関連工事	0.0	100.0	100.0
	計	10.2	89.8	100.0
当事業年度 (自令和3年4月1日 至令和4年3月31日)	屋内配線工事	15.9 %	84.1 %	100.0 %
	電力関連工事	11.3	88.7	100.0
	計	13.8	86.2	100.0

(注) 百分比は請負金額比であります。

八．完成工事高

期別	区分	官公庁(千円)	民間(千円)	計(千円)
前事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	屋内配線工事	1,712,453	3,780,223	5,492,676
	電力関連工事	1,377	3,249,619	3,250,996
	計	1,713,830	7,029,842	8,743,672
当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)	屋内配線工事	1,816,783	9,645,048	11,461,831
	電力関連工事	3,467	3,844,479	3,847,946
	計	1,820,250	13,489,528	15,309,778

(注) 1．完成工事のうち大口(請負金額3億円以上)の主なものは、次のとおりであります。

前事業年度

- | | |
|------------------|---|
| 北海道
清水建設 株式会社 | ・札幌医科大学大学管理施設改築強電設備工事 |
| 札幌市下水道局 | ・RITZ RESERVE NISEKO VILLAGE計画 |
| 株式会社 関電工 | ・防災・安全交付金事業 西部スラッジセンター新1・2系焼却施設建築電気設備工事 |
| 北海道電力ネットワーク 株式会社 | ・高山ソーラーヒルズ太陽光発電所建設工事 |
| 北海道電力 株式会社 | ・空知線(江)鉄塔建替(2020・2021)及び関連除却 |
| SSJメガソーラー65 合同会社 | ・(仮称)北海道ボールパーク地中支線新設のうち管路工事(R2) |
| | ・SSJ江刺田原根木町太陽光発電所建設工事 |

当事業年度

- | | |
|------------------|--------------------------------------|
| 株式会社 関電工 | ・高山ソーラーヒルズ太陽光発電所建設工事 |
| 札幌開発建設部 | ・一般国道230号 札幌市 北1条地下駐車場非常用予備発電設備設置外工事 |
| 株式会社 札幌エネルギー供給公社 | ・受変電設備更新工事 |
| 札幌市役所 | ・札幌ドーム一般照明改修工事その1 |
| SSJメガソーラー65 合同会社 | ・SSJ江刺田原根木町太陽光発電所建設工事 |
| 北海道電力ネットワーク 株式会社 | ・空知線(江)鉄塔建替(2020・2021)および関連除却 |
| 北海道電力ネットワーク 株式会社 | ・室蘭東幹線再設(2期)のうち第1次鉄塔工事 |
| 北海道電力ネットワーク 株式会社 | ・(仮称)北海道ボールパーク地中支線新設のうち管路工事(R3:1工区) |
| 北海道電力 株式会社 | ・奥新冠発電所 発電用変圧器他取替(2021年度工事分) |
| 北海道電力 株式会社 | ・泊発電所構内埋設電線管設備他設置工事および関連除却 |

2．完成工事高総額に対する割合が100分の10以上の相手先別の完成工事高及びその割合は、次のとおりであります。

前事業年度	北海道電力ネットワーク 株式会社	1,629,218千円	18.6%
当事業年度	株式会社 関電工	5,021,355千円	32.6%
	北海道電力ネットワーク 株式会社	2,712,010千円	17.6%

二．手持工事高（令和4年3月31日現在）

区分	官公庁(千円)	民間(千円)	計(千円)
屋内配線工事	477,253	6,147,823	6,625,076
電力関連工事	399,146	989,268	1,388,414
合計	876,399	7,137,091	8,013,490

(注) 手持工事のうち大口(請負金額3億円以上)の主なものは、次のとおりであります。

株式会社 関電工	・高山ソーラーヒルズ太陽光発電所建設工事	令和4年9月完成予定
SSJメガソーラー65 合同会社	・SSJ江刺田原根木町太陽光発電所建設工事	令和4年11月完成予定
北海道電力	・泊発電所構内埋設電線管設備他設置工事および関連除却	令和5年3月完成予定
岩田地崎建設 株式会社	・ニセコ郷 新築工事	令和5年9月完成予定
大成建設 株式会社 札幌支店	・北8西1地区第一種市街地再開発事業 施設建築物新築工事(A棟)	令和5年12月完成予定
北海道企業局	・ポンテシオ発電所改修事業 屋外変電設備改修工事	令和6年1月完成予定
大成建設 株式会社 札幌支店	・札幌医科大学附属病院既存棟改修第二期工事	令和6年8月完成予定

b．受注工事高実績

区分	金額(千円)	前年同期比(%)
屋内配線工事	4,392,048	30.5
電力関連工事	3,565,356	90.7
合計	7,957,404	43.4

c．商品販売実績

区分	金額(千円)	前年同期比(%)
FA住宅環境設備機器	1,016,870	93.5
産業設備機器	437,528	207.1
合計	1,454,399	112.0

(注) 商品販売実績総額に対する割合が100分の10以上の相手先別の商品販売実績及びその割合は、次のとおりであります。

前事業年度	株式会社 月寒製作所	188,763千円	14.5%
当事業年度	北電興業 株式会社	236,693千円	16.3%
	株式会社 月寒製作所	148,745千円	10.2%

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。
なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものであります。

当事業年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

a．財政状態の分析

財政状態の分析につきましては、「(1)経営成績等の状況の概要 財政状態の状況」に記載のとおりであります。

b．経営成績の分析

経営成績の分析につきましては、「(1)経営成績等の状況の概要 経営成績の状況」に記載のとおりであります。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

a．キャッシュ・フローの状況の分析

キャッシュ・フローの状況の分析につきましては、「(1)経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

b．資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社の事業活動における運転資金需要の主なものは、工事に係る材料費・外注費・経費、商品の購入のほか、販売費及び一般管理費等の営業費用であります。営業費用の主なものは従業員の人件費であります。

運転資金及び設備資金については、内部資金又は借入により資金調達することとしています。

工事部門においては、工事が竣工するまで入金されないことが多く、期中において不足資金を短期借入金として銀行より資金調達することがあります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。重要な会計方針の詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 注記事項」に記載しております。この財務諸表の作成にあたっては、重要な会計方針等に基づき、資産・負債の評価及び収益・費用の認識に影響を与える見積り及び判断を行っております。

財務諸表に与える影響が大きいと考えられる項目は以下の通りです。

なお、会計上の見積りにおける高山ソーラーヒルズ太陽光発電所工事の件については、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 注記事項 追加情報」に記載しております。

a．繰延税金資産

繰延税金資産の回収可能性の判断については、将来の課税所得を合理的に見積り、将来の税金負担を軽減する効果を有すると考えられる範囲内で繰延税金資産を計上することになります。当社は、税務上の欠損金が発生しており、繰延税金資産の回収可能性を合理的に見積もることは困難と判断し、繰延税金資産を計上していません。

b．固定資産の減損処理

当社は、固定資産のうち減損の兆候のある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、固定資産の帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。減損の兆候把握、減損損失の認識や測定にあたっては慎重に検討しておりますが、市場経済の悪化や利益計画の変動等により固定資産の減損処理の見積りに影響を与える事象が生じた場合、減損処理が必要となる可能性があります。

c. 高山ソーラーヒルズ太陽光発電所工事における収益認識及び工事損失引当金

高山ソーラーヒルズ太陽光発電所工事の完成工事高は、収益及び費用の計上基準に記載のとおり、工事収益総額、工事原価総額及び発生した工事原価により履行義務の充足に係る工事進捗度を見積り、一定の期間にわたり収益を認識しております。また、工事損失引当金は、工事原価総額等が工事収益総額を超過すると見込まれる額のうち、既に計上された工事損失の額を控除した残額を同引当金として計上し、同引当金期首残高との差額を工事損失引当金繰入額として計上しております。

工事進捗度は、主として工事原価総額の変化によって重要な影響を受けております。工事原価総額の見積りにおける主要な仮定は、土木工事費用等を含む外注費と判断しており、外注業者からの見積書を基礎として、専門的な判断を加えて仮定しております。

工事原価総額の見積りにおける外注費は、想定し得なかった気象条件や地理的要因、地中障害、工事従事者の不足等により変動することから、工事原価総額の見積りは不確実性を伴います。外注費が変化した場合、工事原価総額が増減し、工事進捗度の変化を通じて完成工事高に影響します。また、同様に工事損失引当金にも影響があります。

このように、外注費に伴う不確実性により、翌事業年度の収益認識及び工事損失引当金に重要な影響を与える可能性があります。

4 【経営上の重要な契約等】

主な代理店契約等は次のとおりであります。

相手方の名称	契約の種類	主要取扱商品	契約期間	備考
三菱電機株式会社	代理店契約	標準機器製品	昭和59年4月1日から 1ヶ年	自動更新
	特約店契約	ビル電源機器、受発電設備、自家発電設備、CVCF設備	平成4年10月1日から 1ヶ年	自動更新
	取扱店契約	電子通信機器	平成4年10月1日から 1ヶ年	自動更新
三菱重工業株式会社	代理店契約	立体駐車場設備	平成2年8月17日から 1ヶ年	自動更新
川崎重工業株式会社	代理店契約	ガスタービン発電設備	昭和53年9月22日から 1ヶ年	自動更新
古河電気工業株式会社	代理店契約	電線類	平成5年4月1日から 1ヶ年	自動更新
三菱電機FA産業機器株式会社	販売店契約	電気ホイスト	平成12年4月1日から 1ヶ年	自動更新

5 【研究開発活動】

記載すべき事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第72期中には、重要な設備投資または設備の売却・撤去等はありません。

2 【主要な設備の状況】

令和4年3月31日現在における各事業所の設備、従業員の配置状況は次のとおりであります。

事業所名 (所在地)	セグメント 名称	帳簿価額(千円)							従業員 数 (人)
		建物及び 構築物	工具器具 ・備品	土地 (面積㎡)	車両 運搬具	機械及び 装置	リース 資産	合計	
本社 (札幌市 中央区)	全社	380,428	21,169	264,946 (2,147)		5,026	2,793	674,365	204
函館支社 (北海道 函館市)	屋内配線 工事	15,534	375	6,192 (598)				22,101	5
旭川支社 (北海道 旭川市)	屋内配線 工事	216	100	0 (920)				317	3
東京支社 (東京都 台東区)	屋内配線 工事			()					1
釧路支社 (北海道 釧路市)	屋内配線 工事	8,581	112	17,577 (902)				26,272	5
帯広支社 (北海道 帯広市)	屋内配線 工事	7,079	230	()				7,309	4
苫小牧支社 (北海道 苫小牧市)	屋内配線 工事	0	0	11,786 (694)				11,786	4
北弘電社 テクノ センター (石狩市)	電力関連 工事	20,960	1,873	35,285 (12,000)	0	20,219		78,338	1
計		432,801	23,861	335,788 (17,262)	0	25,246	2,793	820,491	227

(注) 上記の他、主な賃借設備として以下のものがあります。

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	年間リース料 (千円)
本社 (札幌市中央区)	電力関連工事	作業車輛(リース)	6,088

3 【設備の新設、除却等の計画】

重要な設備の新設及び除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,280,000
計	2,280,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (令和4年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (令和4年6月30日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	650,000	650,000	札幌証券取引所	単元株式数は100株でありま す。
計	650,000	650,000		

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成29年10月1日	5,850,000	650,000		840,687		687,087

(注) 株式併合(10:1)によるものであります。

(5) 【所有者別状況】

令和4年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)		7		48	3		1,062	1,120	
所有株式数(単元)		507		2,539	393		3,027	6,466	3,400
所有株式数の割合(%)		7.84		39.27	6.08		46.81	100.00	

(注) 自己株式19,345株は「個人その他」に193単元、「単元未満株式の状況」に45株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

令和4年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
三菱電機株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目7-3	173	27.53
Black Clover Limited (常任代理人三田証券株式会社)	Sertus Chambers, Second Floor, The Quadrant, Manglier Street P. O. Box 334, Victoria, Mahe, Republic of Seychelles (東京都中央区日本橋兜町3-11)	37	5.93
北弘電社従業員持株会	札幌市中央区北11条西23丁目2-10 北弘電社ビル内	24	3.84
株式会社北洋銀行	札幌市中央区大通西3丁目7	14	2.30
株式会社北海道銀行	札幌市中央区大通西4丁目1	12	1.90
株式会社月寒製作所	札幌市清田区平岡1条5丁目2-1	9	1.57
明治安田生命保険相互会社 (常任代理人 株式会社日本カストディ銀行)	東京都千代田区丸の内2丁目1-1 (東京都中央区晴海1丁目8-12)	9	1.43
株式会社菱弘電設	札幌市中央区北11条西23丁目2-10 北弘電社ビル内	8	1.27
能美防災株式会社	東京都千代田区九段南4丁目7-3	7	1.14
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (退職給付信託口・株式会社北弘電社口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	7	1.11
計		302	48.01

(注) 当社は自己株式19千株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

令和4年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 19,300		
完全議決権株式(その他)	普通株式 627,300	6,273	
単元未満株式	普通株式 3,400		
発行済株式総数	650,000		
総株主の議決権		6,273	

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式45株が含まれております。

【自己株式等】

令和4年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社 北弘電社	札幌市中央区 北11条西23丁目2-10	19,300		19,300	2.97
計		19,300		19,300	2.97

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る 移転を行った取得自己株式				
その他				
保有自己株式数	19,345		19,345	

(注) 当期間における保有自己株式数には、令和4年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の
買取りによる株式は含まれておりません。

3 【配当政策】

利益配分につきましては、経営体質の強化並びに将来の事業展開に備えるため、技術力の強化・技術者の育成及び
社内インフラ充実のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針とい
たします。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、中間
配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

当期の配当につきましては、財務体質および内部留保の改善、事業展開の充実を図るために、誠に遺憾ながら配当
を見送らせていただくことといたしました。

また、当社では、配当金のほかに、株主への利益還元の一環として、株主優待制度を設けております。

内部留保資金につきましては、事業拡大のための設備投資や将来の新事業展開に備えることとし、株主資本利益率
の向上を図ってまいりたいと存じます。

当社は、「取締役会の決議により毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定め
ております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営の健全性を確保するために、コーポレート・ガバナンスを充実させ、意思決定のスピードアップと経営の効率化を進める一方、リスク管理体制の構築とコンプライアンスの徹底を図っております。また、経営の透明性を通じ株主及び顧客からの信頼に努めております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

イ．企業統治の体制の概要

(取締役会)

当社の取締役会は、高橋龍夫、松下義保、馬淵直樹、宮木一郎、廣部眞行の5名(常勤取締役3名及び社外取締役2名)により構成されております。取締役会は、法令及び定款に定められた事項並びに重要な事項を決議し原則として毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

(監査役会)

当社は、監査役制度を採用しており、監査役会は、樋口博之、桶谷治、長谷政記の3名(社外監査役3名(うち常勤監査役1名))で構成されております。また、法令に定める監査役の員数を欠く場合に備え、補欠監査役1名を選任しております。監査役会は、随時開催するとともに監査役会で作成した監査基本方針、監査基本計画書に基づき、取締役会のほか、必要に応じ会議・委員会へ出席し、取締役会の職務の執行状況を監査・監視するとともに、適時各場所にて業務執行の適法性及び財産の状況を調査しております。

(経営会議)

当社の経営会議は、常勤取締役及び執行役員で構成され、必要に応じ監査役の出席があります。原則として毎月1回開催し、必要がある場合は随時開催します。執行機能のうち会社経営及び業務の重要事項に関する方針、計画、戦略を討議し決定するとともに、重要事項のうち職務権限基準に定める取締役会に付議すべき事項については取締役会に報告され取締役会で決定されます。

ロ．企業統治の体制を採用する理由

取締役の任期は1年とし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制の確立と、取締役の経営責任を明確にしています。また、社外チェックという観点からは社外監査役による監査を実施しており、経営監視機能の面で十分に機能する体制が整備されております。

なお、当社は、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つと捉えており、コンプライアンス規程のもと社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設け、コンプライアンス体制を構築しております。半期ごとにコンプライアンス委員会で承認を得た活動計画は取締役会に報告され全社展開として取組んでおり、定期的な活動状況やコンプライアンスに関する事項をコンプライアンス委員会で審議、報告する仕組みとなっております。

企業統治に関するその他の事項

イ．内部統制システムの整備の状況

内部統制システムについては、平成18年5月に「業務の適正を確保するための体制に関する基本方針」に基づき内部諸規程の整備をしており、業務の有効性・効率性、財務報告の信頼性、法令等の遵守等、定期的な調査・検証を行っております。

ロ．リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、経営危機を及ぼす可能性のある事象に直面した時の対応として、リスク範囲や所管部門をリスク管理規程に定め、不測の事態が発生した場合は、社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速に対応できる体制となっております。

また、情報セキュリティや個人情報保護の観点から情報部門の統制のもと、情報管理諸規程類等を整備し、全社員への周知・徹底を図っております。

ハ．責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

ニ．役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することとなる損害賠償金、争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役及び当社監査役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

ホ．取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨を定款で定めております。

ヘ．取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任の決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めております。

ト．株主総会決議事項を取締役会で決議できるとしている事項

a．自己株式の取得

当社は、自己株式の取得について、資本効率の向上及び経営環境の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

b．中間配当

当社は、中間配当について、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議により毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

チ．株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ．当社の基本方針である「企業理念」「社是」のもと、取締役及び使用人が法令・定款及び社会倫理を遵守するため、「コンプライアンス規程」により、運営強化を行う。
 - ロ．「コンプライアンス規程」に則って設置した「コンプライアンス委員会」において、コンプライアンス上の重要な問題等を審議し、コンプライアンス体制の維持・向上を図り、啓蒙教育を実施する。
- 八．当社は、内部通報規程を制定し、当社における法令違反等を早期に発見する体制を整備するとともに、通報者が不利な取扱いを受けないように保護規定を設け適切に運用する。

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報を適正に記録し、法令及び「文書管理規程」等に基づき、定められた期間、保存及び管理を行う。

損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理体制の基礎として、「リスク管理規程」を定め、様々な損失の危険に対して、リスク毎に担当部門を決定し、規程に従ったリスク管理体制を構築している。

また、不測の事態が発生した場合には、取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ．取締役会を原則毎月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとする。
- ロ．取締役の決定に基づく業務執行については、「業務分掌規程」「職務権限規程」等において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定める。

当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

親会社及び子会社から成る企業集団がありませんので、該当事項はありません。

監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役を補助すべき使用人を置きませんが、監査役が要請を行った場合には、内部監査部門所属の使用人に、監査業務に必要な事項を命令することができることとする。

前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- イ．監査役より監査業務に必要な指示を受けた使用人は、その指示に関して取締役の指揮命令を受けないものとする。
- ロ．当該使用人は当社の就業規則に従うが、当該使用人の指揮命令権は各監査役に属するものとし、異動・処遇(人事評価を含む)等の人事事項については監査役と事前協議のうえ実施するものとする。

取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- イ．取締役及び使用人は、監査役に対して、法令の事項に加え、全社的に重大な影響を及ぼす事項について、速やかに監査役に対し報告を行うものとする。
- ロ．当社は、監査役への報告を行った通報者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないように保護規定を設け適切に運用する。

その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．監査役は、必要に応じて会計監査人から会計監査の内容、内部監査部門から業務監査の内容について説明を受けるとともに、情報の交換など連携を図るものとする。

また、監査役は当社経営陣と意見交換を実施することが出来るものとする。

ロ．監査役は、必要に応じ、弁護士等の外部専門家に助言等を求めることができ、その費用は会社が負担するものとする。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性8名 女性0名 (役員のうち女性の比率0.0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	高橋 龍夫	昭和39年6月1日生	昭和63年4月 三菱電機株式会社入社 平成23年4月 同社本社電力システム部長 平成26年4月 同社本社首都圏統括部電力システム部長 平成27年4月 同社中部支社電力部長 平成29年4月 同社中部支社副支社長 平成30年4月 同社北海道支社長 平成30年6月 当社社外取締役 令和2年4月 多田電機株式会社取締役 令和4年4月 当社社長付 令和4年6月 当社代表取締役社長就任(現任)	(注)4	
取締役 管理統括室長	松下 義保	昭和36年5月6日生	昭和60年4月 三菱電機株式会社入社 平成26年4月 同社インフォメーションシステム統括事業部総務部長 平成31年4月 菱栄テクニカ株式会社取締役 業務統括部長兼経営管理部長 令和4年4月 当社管理統括室長付 令和4年6月 当社取締役管理統括室長就任(現任)	(注)4	
取締役 ビジネス統括本部長	馬淵 直樹	昭和38年4月7日生	昭和61年4月 北海道電力株式会社入社 平成21年4月 同社札幌統括電力センター砂川電力センター所長 平成26年4月 同社工務部送電グループリーダー 平成29年4月 同社苫小牧統括電力センター所長 平成30年4月 当社電力事業本部長付 平成30年6月 当社取締役電力事業本部長 令和3年7月 当社取締役電力統括兼経営戦略室副室長 令和4年4月 当社取締役ビジネス統括本部長就任(現任)	(注)4	1,000
取締役	宮木 一郎	昭和42年2月26日生	平成2年4月 三菱電機株式会社入社 平成27年4月 同社四国支社ビルシステム部長 平成29年4月 同社九州支社ビルシステム部長 令和2年4月 同社北海道支社長(現任) 令和2年6月 当社取締役就任(現任)	(注)4	
取締役	廣部 眞行	昭和31年3月3日生	昭和57年4月 東京地方検察庁検事 昭和58年4月 函館地方検察庁検事 昭和60年4月 甲府地方検察庁検事 昭和62年4月 東京地方検察庁検事 平成元年4月 札幌地方検察庁検事 平成4年4月 千葉地方検察庁検事 平成5年4月 弁護士登録(馬場正昭法律事務所勤務) 平成6年4月 廣部眞行法律事務所開設 平成17年9月 廣部・八木法律事務所開設(現任) 平成28年5月 イオン北海道株式会社取締役(現任) 令和2年6月 当社取締役就任(現任)	(注)4	

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
監査役 (常勤)	樋口博之	昭和34年5月28日生	昭和57年4月 平成17年6月 平成20年4月 平成23年4月 平成28年4月 平成30年6月 令和2年4月 令和2年6月	三菱電機株式会社入社 同社鎌倉製作所総務部長 同社静岡製作所総務部長 三菱電機インフォメーションシステムズ株式会社取締役総務部長 三菱電機ロジスティクス株式会社取締役総務部長 同社常務取締役総務部長 当社顧問 当社常勤監査役就任(現任)	(注)3	
監査役	桶谷治	昭和38年1月30日生	平成元年3月 平成3年4月 平成16年6月	弁護士開業 桶谷法律事務所開設(現任) 当社監査役就任(現任)	(注)3	
監査役	長谷政記	昭和45年4月20日生	平成5年4月 令和2年4月 令和4年6月	三菱電機株式会社入社 同社関係会社部経営企画担当部長(現任) 当社監査役就任(現任)	(注)5	
計						1,000

- (注) 1. 取締役宮木一郎及び廣部眞行は、社外取締役であります。
2. 監査役樋口博之及び桶谷治並びに長谷政記は、社外監査役であります。
3. 令和2年6月25日開催の定時株主総会の終結の時から4年間。
4. 令和4年6月29日開催の定時株主総会の終結の時から1年間。
5. 監査役長谷政記の任期は、前任の監査役の任期を引き継いでいるため、令和2年6月25日開催の定時株主総会の終結の時から4年間。

社外役員の状況

当社の社外取締役は2名、社外監査役は3名であります。

社外取締役宮木一郎氏及び社外監査役長谷政記氏は、当社の筆頭株主であるその他関係会社三菱電機株式会社の社員であります。

取引上の関係では、同社は、当社工事部門の得意先であり、販売部門の仕入先という関係にあります。

同社から事実上の規制はなく独自の経営判断のもと事業運営をおこなっており、取引条件の決定等に当たっては、市場価格等を参考に交渉の上決定しており、独立性は確保されております。

社外取締役宮木一郎氏は、三菱電機株式会社の北海道支社長であり、職務経験及び経営に関する豊富な知見並びに経営監督における実績を有していることから社外取締役としての監督機能及び役割を果たしていただけると考えております。

当社と同氏の間には、人的関係、資本関係及び重要な取引関係その他の利害関係はないものと判断しており、独立性を有するものと考え、社外取締役として選任しております。

社外取締役廣部眞行氏は、法律事務所を開設しており、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有するとともに、他社での社外取締役の経験を持ち、当社の経営監督機能の強化及び経営の透明性の向上に活かしていただきたいということから、社外取締役として監督機能及び役割を果たしていただけると考えております。

当社と同事務所及び同氏の間には、人的関係、資本関係及び重要な取引関係その他の利害関係はないものと判断しており、独立性を有するものと考え、社外取締役として選任しております。

社外監査役樋口博之氏は、三菱電機株式会社で総務部長を務めた後、その子会社である三菱電機インフォメーションシステムズ株式会社並びに三菱電機ロジスティクス株式会社の取締役を務めており、企業経営者としての幅広い知見に加え、豊富な経験・実績を有していることから社外監査役として監督機能及び役割を果たしていただけると考えております。

当社と同氏の間には、人的関係、資本関係及び重要な取引関係その他の利害関係はないものと判断しており、独立性を有するものと考え、社外監査役として選任しております。

社外監査役桶谷治氏は、法律事務所を開設しており、弁護士として、法務的な観点に加え幅広い知識と豊富な知見を有していることから、社外監査役として監査機能及び役割を果たしていただけたらと考えております。

当社と同事務所及び同氏の間には、人的関係、資本関係及び重要な取引関係その他の利害関係はないものと判断しており、独立性を有するものと考え、社外監査役として選任しております。また、独立役員として届け出ております。

社外監査役長谷政記は、三菱電機株式会社の関係会社部経営企画担当部長であり、幅広い知識と豊富な知見を有していることから社外監査役として監査機能及び役割を果たしていただけたらと考えております。

当社と同氏の間には、人的関係、資本関係及び重要な取引関係その他の利害関係はないものと判断しており、独立性を有するものと考え、社外監査役として選任しております。

当社において、社外取締役及び社外監査役を選任するための提出会社からの独立性に関する基準又は方針はないものの、選任にあたっては、札幌証券取引所の「企業行動規範に関する規則」及び「企業行動規範に関する規則の取り扱い」を参考にしております。

(参考) 札幌証券取引所における開示

札幌証券取引所においては、独立役員として、社外取締役又は社外監査役の中から、一般株主と利益相反の生じるおそれがない者を確保することが義務付けられております。「企業行動規範に関する規則の取扱い」において、一般株主と利益相反の生じる恐れがあると判断する場合の判断要素を規定しております。

「企業行動規範に関する規則の取扱い」6.(2)d

独立役員の確保義務の違反に対する公表措置等の要否の判断は、独立役員として届け出る者が、次のaからeまでのいずれかに該当している場合におけるその状況等を総合的に勘案して行います。

- (a) 当該会社の親会社又は兄弟会社の業務執行者
- (b) 当該会社を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者又は当該会社の主要な取引先若しくはその業務執行者
- (c) 当該会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合、当該団体に所属する者をいう。）
- (d) 最近において(a)から前(c)までに該当していた者
- (e) 次のイからハまでのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く。）の近親者
 - イ (a)から前(d)までに掲げる者
 - ロ 当該会社又はその子会社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役又は会社参与を含む。）
 - ハ 最近において前ロに該当していた者

また、選任状況の考え方については、目的に合うよう、独立性確保に留意し、企業経営者として豊富な経験に基づき、実践的な視点を持つ者及び社会・経済動向等に関する高い見識に基づき客観的な視点に立てる者を考えております。

なお、社外取締役は、取締役会を通じて内部監査、監査役監査、会計監査の実施状況及び内部統制システムの整備・運用状況について定期的に報告を受け、必要に応じ説明を求め、豊富な経験・知識に基づく幅広い視点から意見を述べることで、取締役の業務執行に対する監督機能を発揮しております。また、社外監査役はコンプライアンス委員会に出席し、倫理・遵法活動計画、内部通報等を確認するとともに、社長直轄の監査部、会計監査を行う会計監査人から定期的に報告を受け、監査の効率化・有効性を高めるべく相互の連携を図っております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

a．監査役監査の組織、人員及び手続

当社は監査役会設置会社であり、監査役会は、経営あるいは法務に関する相当程度の知見を有する社外監査役3名から構成されております。

なお、監査役の職務のサポート体制として、監査役は、内部監査部門である監査部の使用人に監査業務に必要な事項を命令することができます。

b．監査役及び監査役会の活動状況

当事業年度において監査役会を10回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
樋口 博之	10回	10回
桶谷 治	10回	10回
西村 盛	10回	10回

監査役会及び各監査役においては、監査の方針及び業務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役会の意思決定状況や取締役の業務執行状況を監査・監視しております。また監査役は、定期的に監査役会を開催し、監査の分担などについて他の監査役と連携してその職務を遂行するとともに、監査の効率化と有効性を高めるべく、会計監査人及び監査部との連携を図っております。特に会計監査人とは期初に監査計画の説明を受け、期中に適宜監査状況を聴取し、期末に監査結果の報告を受けるなど密接な連携を図っております。

また、常勤の監査役の活動としては、年間の監査計画に基づき、本社及び主な支社の監査を実施するとともに、取締役会や経営会議等の重要会議への出席、重要な決裁書類の閲覧、内部監査部門・内部統制部門及び会計監査人との情報交換等を実施しております。

内部監査の状況

当社における内部監査は、内部監査規程を定め、社長直轄の監査部に1名を配置しております。会社の業務活動の適正性の確認のため、内部諸規程等の整合性について内部監査を行う体制としており、監査結果については、業務を統括する社長へ報告されます。

会計監査の状況

a．監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

b．業務を執行した公認会計士

大黒 英史
柴本 岳志

c．継続監査期間

平成7年3月期以降の26年間

d．監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士13名、その他9名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

当社の監査役会は、適切な監査を確保するため、監査法人の選定及び評価に際し、当社の広範な業務内容に対応し効率的な監査業務を実施できること、審査体制が整備されていること、監査期間及び監査費用の妥当性等を考慮し、総合的に判断しております。

また、日本公認会計士協会の定める「独立性に関する指針」に基づき独立性を有することを確認するとともに、必要な専門性を有することについて検証し確認いたします。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、監査法人に対して評価を行っており、同法人が独立の立場を保持し、従前から適正に監査が行われていることを確認しております。

また、監査役会は監査法人の選任に関する決議を行っており、日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を踏まえ、品質管理体制・監査計画・実施状況等について適宜報告を受け、総合的に評価しております。

g. 監査法人の異動

当社の監査法人は次のとおり異動しております。

第72期（個別） EY新日本有限責任監査法人

第73期（個別） 監査法人銀河

なお、臨時報告書に記載した事項は次のとおりであります。

異動に係る監査公認会計士等の氏名又は名称

選任する監査公認会計士等の氏名又は名称

監査法人銀河

退任する監査公認会計士等の氏名又は名称

EY新日本有限責任監査法人

異動の年月日 令和4年6月29日（第72期定時株主総会開催予定日）

監査公認会計士等であった者が監査公認会計士等でなくなった場合（概要）

異動監査公認会計士等が監査公認会計士等となった年月日 平成8年1月8日

異動監査公認会計士等が作成した監査報告書又は内部統制監査報告書等における内容等

- ・ 第71期（令和3年3月期）第3四半期報告書の訂正報告書に含まれる四半期財務諸表に関して「高山ソーラーヒルズ太陽光発電所工事」の件について、「会社は、当該工事の開始時より工事進行基準を適用していたが、当第3四半期会計期間において工事原価総額の信頼性をもった見積りができなくなったため、成果の確実性の事後的な喪失により、当第3四半期会計期間より工事完成基準に変更している。工事原価総額等が工事収益総額を超過する可能性が高い等の場合には工事損失引当金を計上する必要があるが、当監査法人は当第3四半期末における工事原価総額の見積りの裏付けとして必要な証拠を入手できなかった。

このため、工事損失引当金3,754千円の評価に関連する金額に修正が必要となるかどうかについて判断することができなかった。この影響は工事損失引当金および工事損失引当金繰入額等に限定され、他の勘定科目には影響を及ぼさないことから、四半期財務諸表全体に及ぼす影響は限定的である。したがって、四半期財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではない。」旨の限定付結論を表明した独立監査人の四半期レビュー報告書を受領しております。

・ 第71期（令和3年3月期）有価証券報告書の訂正報告書に含まれる財務諸表に関して「高山ソーラーヒルズ太陽光発電所工事」の件について、「会社は、当該工事の開始時より、工事進行基準を適用していたが、当事業年度の第3四半期会計期間以降、工事原価総額の信頼性をもった見積りができなくなったため、成果の確実性の事後的な喪失により、当第3四半期会計期間より工事完成基準に変更している。工事原価総額等が工事収益総額を超過する可能性が高い等の場合には工事損失引当金を計上する必要があるが、当監査法人は当事業年度末における工事原価総額の見積りの裏付けとして必要な記録や文書を入手することができず、工事原価総額の見積りについて十分かつ適切な監査証拠を入手できなかった。このため、工事損失引当金526,581千円の評価に関連する金額に修正が必要となるかどうかについて判断することができなかった。この影響は工事損失引当金および工事損失引当金繰入額等に限定され、他の勘定科目には影響を及ぼさないことから、財務諸表全体に及ぼす影響は限定的である。したがって、財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではない。」旨の限定付適正意見を表明した独立監査人の監査報告書を受領しております。

・ 第72期（令和4年3月期）第1四半期報告書に係る四半期レビュー報告書に含まれる四半期財務諸表に関して「高山ソーラーヒルズ太陽光発電所工事」の件について、「会社は当該工事の開始時より、工事進行基準を適用していたが、前事業年度の第3四半期会計期間以降、工事原価総額の信頼性をもった見積りができなくなったため、成果の確実性の事後的な喪失により、工事完成基準に変更している。

工事原価総額等が工事収益総額を超過する可能性が高い等の場合には工事損失引当金を計上する必要があるが、当監査法人は前事業年度末において、工事原価総額の見積りの裏付けとして必要な記録や文書を入手することができず、工事原価総額の見積りについて十分かつ適切な監査証拠を入手できなかった。当該工事に関する工事損失引当金の評価に関連する金額に修正が必要となるかどうかについて判断することができなかった。したがって前事業年度の財務諸表について限定付適正意見を表明している。

このため、当事業年度の第1四半期会計期間において、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しているが、当期首時点における工事原価総額の見積りの裏付けとなる必要な証拠を入手することができなかった。このため、当事業年度の第1四半期会計期間における完成工事高2,623,276千円及び工事損失引当金繰入額1,156,294千円等に関連する金額に修正が必要となるかどうかについて判断することができなかった。

これらの影響は当四半期会計期間に計上された完成工事高及び工事損失引当金繰入額等に限定され、他の勘定科目には影響を及ぼさないことから、四半期財務諸表全体に及ぼす影響は限定的である。また当該事項は、当四半期会計期間の四半期財務諸表の数値と対応数値の比較可能性に影響を及ぼす可能性があるが、その影響は工事損失引当金等に限定される。したがって、四半期財務諸表に及ぼす可能性のあるこれらの影響は重要であるが広範ではない。」旨の限定付結論を表明した独立監査人の四半期レビュー報告書を受領しております。

・ 第72期（令和4年3月期）第2四半期報告書に係る四半期レビュー報告書に含まれる四半期財務諸表に関して「高山ソーラーヒルズ太陽光発電所工事」の件について、「会社は当該工事の開始時より、工事進行基準を適用していたが、前事業年度の第3四半期会計期間以降、工事原価総額の信頼性をもった見積りができなくなったため、成果の確実性の事後的な喪失により、工事完成基準に変更している。

工事原価総額等が工事収益総額を超過する可能性が高い等の場合には工事損失引当金を計上する必要があるが、当監査法人は前事業年度末において、工事原価総額の見積りの裏付けとして必要な記録や文書を入手することができず、工事原価総額の見積りについて十分かつ適切な監査証拠を入手できなかった。当該工事に関する工事損失引当金の評価に関連する金額に修正が必要となるかどうかについて判断することができなかった。したがって前事業年度の財務諸表について限定付適正意見を表明している。

このため、当事業年度の第2四半期累計期間において、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しているが、当期首時点における工事原価総額の見積りの裏付けとなる必要な証拠を入手することができなかった。このため、当事業年度の第2四半期累計期間における完成工事高6,298,357千円及び工事損失引当金繰入額1,040,976千円等に関連する金額に修正が必要となるかどうかについて判断することができなかった。

これらの影響は当四半期累計期間に計上された完成工事高及び工事損失引当金繰入額等に限定され、他の勘定科目には影響を及ぼさないことから、四半期財務諸表全体に及ぼす影響は限定的である。また当該事項は、当四半期累計期間の四半期財務諸表の数値と対応数値の比較可能性に影響を及ぼす可能性があるが、その影響は工事損失引当金等に限定される。したがって、四半期財務諸表に及ぼす可能性のあるこれらの影響は重要であるが広範ではない。」旨の限定付結論を表明した独立監査人の四半期レビュー報告書を受領しております。

- 第72期（令和4年3月期）第3四半期報告書に係る四半期レビュー報告書に含まれる四半期財務諸表に関して「高山ソーラーヒルズ太陽光発電所工事」の件について、「会社は当該工事の開始時より工事進行基準を適用していたが、前事業年度の第3四半期会計期間以降、当該工事の工事原価総額の信頼性をもった見積りができなくなったため、成果の確実性の事後的な喪失により、工事完成基準に変更している。一方、会社は当該工事原価総額に基づき工事損失引当金の計上の要否について検討を行っている。

当監査法人は前第3四半期会計期間末及び前事業年度末において、工事原価総額の見積りに関する適切な情報を入手することができず、当該工事に係る工事損失引当金の修正の要否について判断することができなかった。したがって、前事業年度の第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の四半期財務諸表に対して限定付結論を表明し、前事業年度の財務諸表に対して限定付適正意見を表明している。

また、会計方針の変更等に記載のとおり、会社は当事業年度の第1四半期会計期間の期首より「収益認識に関する会計基準」等を適用しているが、当該期首時点における工事原価総額の見積りに関する適切な情報を入手することができず、当事業年度の第3四半期累計期間における完成工事高11,259,084千円及び工事損失引当金繰入額814,150千円等の金額の修正の要否について判断することができなかった。

当該事項は、当事業年度の第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間に係る四半期財務諸表のうち、上記のとおり第3四半期累計期間に計上された完成工事高及び工事損失引当金繰入額等に影響するとともに、四半期貸借対照表のうち工事損失引当金等の数値と対応数値の比較可能性に影響を及ぼす可能性があるが、他の勘定科目には影響を及ぼさないことから、これらの影響は限定的である。したがって、四半期財務諸表に及ぼす影響は重要であるが広範ではない。」旨の限定付結論を表明した独立監査人の四半期レビュー報告書を受領しております。

異動の決定又は異動に至った理由及び経緯

当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人は、令和4年6月29日開催の第72回定時株主総会の終結をもって任期満了となります。現在の会計監査人については、会計監査が適切かつ妥当に行われていることを確保する体制を十分に備えているものの、上場来監査継続年数が長期にわたることや、監査工数の増加に伴う監査報酬の増額要請を契機に、当社の事業規模に適した監査対応や監査報酬の妥当性について検討した結果、新たに監査法人銀河を会計監査人として選任するものであります。

上記の理由及び経緯に対する監査報告書又は内部統制監査報告書等の記載事項に係る異動監査公認会計士等の意見

特段の意見はない旨の回答を得ております。

上記の理由及び経緯に対する監査報告書又は内部統制監査報告書等の記載事項に係る監査役会の意見
妥当であると判断しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前事業年度		当事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	26,000		146,968	
計	26,000		146,968	

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬 (a . を除く)

該当事項はありません。

c. その他重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

該当事項はありませんが、監査法人より提示された監査計画の内容や監査時間等を勘案し、監査役会の同意を得た上で決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社の監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や監査内容等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、取締役の報酬等の決定に関する方針を企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能するよう定めており、その内容は基本報酬、業績連動報酬、退職慰労金で構成しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、監査役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で監査役の協議によって決定しております。

当社の取締役及び監査役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は平成8年6月28日であり、決議の内容は取締役の報酬は年額150,000千円以内(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)、監査役の報酬は30,000千円以内を限度額としており、当該株主総会終結時点の取締役の員数は10名(うち、社外取締役は1名)、監査役の員数は1名であります。

当社の取締役の基本報酬は、当社の事業規模や役職に応じた報酬水準、社員賃金とのバランス及び役職毎の業績への貢献度を勘案し決定しております。また、業績連動報酬の額の算定の基礎としての業績指標の内容は、会社業績(税引後利益等)並びに各取締役の業績への貢献度を勘案し、基本報酬の15%を目安に決定し、通常の業績連動報酬で反映しきれない顕著な業績があった場合は更に基本報酬の10%以内を限度に加算できることとしております。

取締役の退任慰労金は、「役員退任慰労金規程」に基づき、基本報酬、在任期間、業績への貢献度を勘案して決定しております

当社の取締役の報酬は、取締役会から委任を受けた代表取締役社長 脇田智明が、各取締役の基本報酬の額を決定しております。委任した理由は、当社全体の業績を勘案しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役が最も適していると判断したためであります。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬	退職慰労金	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く)	73,619	51,219		22,400		6
社外役員	13,984	13,984				6

(注) 当事業年度末現在の人数は、取締役6名(社外取締役2名含む)、社外監査役3名であります。

役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、株式の価値の変動または株式に係る配当によって利益を得ることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式とし、それ以外の株式を純投資以外の目的である投資株式としております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、持続的な成長と社会的価値、経済的価値を高めるための経営戦略の一環として、また、顧客や取引先との事実上の関係強化、さらには地域社会との良好な関係維持などを総合的に勘案し、政策保有株式として企業の株式を保有しております。個別の政策保有株式の適否については、定期的に精査を実施し保有の妥当性について検証を行い、必要に応じて政策保有株式の売却に関する方針を決定いたします。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	10	45,672
非上場株式以外の株式	12	180,692

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(千円)	株式数の増加の理由
非上場株式			
非上場株式以外の株式	2	2,968	取引先持株会を通じた株式の取得による増加であります。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(株) 貸借対照表計上額 (千円)	株式数(株) 貸借対照表計上額 (千円)		
(株)北洋銀行	195,000	195,000	(保有目的)主要取引金融機関であり、金融取引の維持強化のため	有
	46,800	62,400		
大成建設(株)	13,224	12,672	(保有目的)取引関係の維持強化のため (株式数の増加理由)取引先持株会を通じた取得によるもの	無
	46,748	54,110		
(株)三菱UFJ フィナンシャル・グループ	40,260	40,260	(保有目的)主要取引金融機関であり、金融取引の維持強化のため	無
	30,609	23,821		
(株)弘電社	3,300	3,300	(保有目的)同業他社の情報収集のため	有
	15,444	16,830		
太平洋セメント (株)	6,825	6,425	(保有目的)取引関係の維持強化のため (株式数の増加理由)取引先持株会を通じた取得によるもの	無
	13,781	18,704		
北海道コカ・ コーラボトリン グ(株)	2,000	2,000	(保有目的)取引関係の維持強化のため	無
	8,100	8,130		
北海道電力(株)	13,300	13,300	(保有目的)取引関係の情報収集のため	無
	6,437	6,716		
(株)ほくほく フィナンシャル・グループ	4,160	4,160	(保有目的)主要取引金融機関であり、金融取引の維持強化のため	有
	3,714	4,280		
北海電気工事 (株)	5,250	5,250	(保有目的)同業他社の情報収集のため	無
	3,491	3,517		
(株)大林組	3,571	3,571	(保有目的)取引関係の維持強化のため	無
	3,213	3,624		
(株)指月電機製 作所	2,978	2,978	(保有目的)取引関係の維持強化のため	無
	1,352	1,801		
第一生命ホール ディングス(株)	400	400	(保有目的)取引関係の維持強化のため	無
	999	760		

(注) 特定投資株式における定量的な保有効果に関しては記載が困難であります。保有の合理性は、中長期的な観点で取引の性質や規模等に加え、株式保有リスクや資本効率向上等の継続保有の意義を検証し判断しております。

保有目的が純投資目的である投資株式
該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。)及び「建設業法施行規則」(昭和24年建設省令第14号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表について

当社は当事業年度において合同会社フォーエバーエナジーの持分を清算に向けて100%としており、子会社に該当しますが、支配が一時的であるため、連結の範囲に含めるべき子会社ではなく、かつ、当社は当該子会社の他に子会社がありませんので、連結財務諸表を作成していません。

4 財務諸表の適正性を確保するための特段の取組み

当社は、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準の変更等についての確に対応するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、会計基準設定主体等の行う研修に参加しています。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当事業年度 (令和4年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金預金	2,464,267	1,472,484
受取手形・完成工事未収入金等	-	1、2、6 5,229,395
受取手形	1 241,205	-
完成工事未収入金	3,878,186	-
売掛金	6 251,605	-
商品	16,666	87,474
未成工事支出金	3 933,484	3 35,764
材料貯蔵品	856,170	386,051
前渡金	36,325	79,750
前払費用	31,093	26,131
立替金	84,977	133,629
その他	6 188,286	6 345,903
貸倒引当金	2,500	2,500
流動資産合計	8,979,768	7,794,084
固定資産		
有形固定資産		
建物	1,418,255	1,424,220
減価償却累計額	981,663	1,001,692
建物(純額)	436,591	4 422,527
構築物	84,039	83,212
減価償却累計額	71,798	72,938
構築物(純額)	12,240	10,274
機械及び装置	82,700	82,700
減価償却累計額	52,106	57,454
機械及び装置(純額)	30,593	25,246
車両運搬具	1,130	1,130
減価償却累計額	1,129	1,129
車両運搬具(純額)	0	0
工具、器具及び備品	518,258	518,511
減価償却累計額	484,803	494,649
工具、器具及び備品(純額)	33,455	23,861
土地	349,388	4 335,788
リース資産	30,034	26,400
減価償却累計額	21,960	23,606
リース資産(純額)	8,073	2,793
有形固定資産合計	870,342	820,491
無形固定資産		
ソフトウェア	32,895	25,520
リース資産	70,947	50,017
電話加入権	102	102
無形固定資産合計	103,945	75,640

(単位：千円)

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当事業年度 (令和4年3月31日)
投資その他の資産		
投資有価証券	357,111	4 326,955
関係会社株式	20,238	4 16,920
その他の関係会社有価証券	8,000	8,000
出資金	2,547	2,547
従業員に対する長期貸付金	1,110	910
破産更生債権等	31,783	31,783
長期前払費用	198	118
会員権等	9,728	9,728
その他	59,690	130,751
貸倒引当金	31,783	31,783
投資その他の資産合計	458,623	495,931
固定資産合計	1,432,911	1,392,062
資産合計	10,412,680	9,186,147
負債の部		
流動負債		
支払手形	379,411	537,599
工事未払金	606,307	1,103,579
買掛金	6 564,201	6 1,416,431
短期借入金	-	3,700,000
リース債務	28,793	21,051
未払金	6 305,570	6 298,600
未払費用	19,720	16,818
未払法人税等	75,914	8,054
未成工事受入金	1,654,814	5 9,843
前受金	14,190	5 39,877
預り金	23,229	24,047
賞与引当金	99,872	96,797
工事損失引当金	526,581	949,359
工事補償損失引当金	2,292,561	97,029
流動負債合計	6,591,171	8,319,090
固定負債		
リース債務	59,690	38,638
繰延税金負債	19,779	11,570
長期預り保証金	8,825	9,788
退職給付引当金	560,111	590,924
役員退職慰労引当金	63,200	8,000
固定負債合計	711,606	658,921
負債合計	7,302,777	8,978,011

(単位：千円)

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当事業年度 (令和4年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	840,687	840,687
資本剰余金		
資本準備金	687,087	687,087
その他資本剰余金	21	21
資本剰余金合計	687,108	687,108
利益剰余金		
利益準備金	77,935	77,935
その他利益剰余金		
別途積立金	2,371,262	2,371,262
繰越利益剰余金	882,276	3,761,076
利益剰余金合計	1,566,920	1,311,878
自己株式	30,136	30,136
株主資本合計	3,064,579	185,780
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	45,323	22,355
評価・換算差額等合計	45,323	22,355
純資産合計	3,109,903	208,135
負債純資産合計	10,412,680	9,186,147

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
売上高		
完成工事高	8,743,672	15,309,778
商品売上高	1,299,142	1,454,399
売上高合計	7 10,042,814	1、7 16,764,177
売上原価		
完成工事原価	8,486,693	17,239,492
商品期首棚卸高	15,395	16,666
当期商品仕入高	7 1,037,817	7 1,239,681
合計	1,053,212	1,256,347
商品期末棚卸高	16,666	87,474
商品売上原価	1,036,546	1,168,872
売上原価合計	9,523,240	18,408,364
売上総利益		
完成工事総利益又は完成工事総損失()	256,978	1,929,713
商品売上総利益	262,595	285,526
売上総利益又は売上総損失()	519,574	1,644,186
販売費及び一般管理費		
役員報酬	70,254	55,603
従業員給料手当	465,462	487,114
賞与引当金繰入額	30,175	33,798
退職金	500	744
退職給付費用	31,104	35,596
役員退職慰労引当金繰入額	12,000	9,600
法定福利費	85,783	87,136
福利厚生費	22,245	26,866
通信交通費	56,507	56,556
広告宣伝費	13,411	7,476
交際費	8,616	8,620
寄付金	677	295
地代家賃	14,222	18,559
業務委託費	272,400	2,400
減価償却費	29,352	27,245
租税公課	53,969	31,042
貸倒引当金繰入額	31,523	-
荷造運搬費	21,458	19,342
雑費	164,290	189,443
販売費及び一般管理費合計	7 1,383,954	7 1,097,441
営業損失()	864,380	2,741,628

(単位：千円)

	前事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
営業外収益		
受取利息	7 1,802	7 1,597
受取配当金	7 20,133	7 97,483
受取賃貸料	4,153	4,293
保険解約返戻金	19,071	1,177
役員退職慰労引当金戻入額	-	42,400
雑収入	4,747	13,445
営業外収益合計	49,908	160,396
営業外費用		
支払利息	2,041	7,693
雑支出	0	0
営業外費用合計	2,041	7,693
経常損失()	816,513	2,588,925
特別利益		
工事補償損失引当金戻入額	-	7 148,977
固定資産売却益	-	2 16,485
特別利益合計	-	165,463
特別損失		
過年度決算訂正関連費用	-	3 316,391
減損損失	-	4 19,280
固定資産除却損	5 516	-
その他関係会社有価証券評価損	1,000	-
工事補償損失	6 2,256,802	-
特別損失合計	2,258,319	335,671
税引前当期純損失()	3,074,832	2,759,134
法人税、住民税及び事業税	68,757	29,521
法人税等調整額	126,491	1,211
法人税等合計	195,249	28,309
当期純損失()	3,270,081	2,787,443

【完成工事原価報告書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)		当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
材料費		1,715,466	20.2	5,862,182	34.0
労務費		-	-	-	-
外注費		4,259,945	50.2	8,702,331	50.5
経費	2	2,511,281	29.6	2,674,978	15.5
(うち人件費)		(1,038,857)	(12.2)	(1,088,951)	(6.3)
計		8,486,693	100.0	17,239,492	100.0

(注) 1. 原価計算の方法は、個別原価計算によっており、各工事ごとに実際原価を科目集計しておりますが、工事部門の経費(間接経費)は期中発生高を、直接作業時間に基づき配賦単価を乗じて完成工事原価及び未成工事支出金へ配賦しております。

2. 経費には、工事損失引当金繰入額が前事業年度526,581千円、当事業年度529,411千円含まれております。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	840,687	687,087	21	687,108
会計方針の変更による累積的影響額				
会計方針の変更を反映した当期首残高	840,687	687,087	21	687,108
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純損失()				
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	840,687	687,087	21	687,108

	株主資本			
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
		別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	77,935	2,371,262	2,463,497	4,912,694
会計方針の変更による累積的影響額				
会計方針の変更を反映した当期首残高	77,935	2,371,262	2,463,497	4,912,694
当期変動額				
剰余金の配当			75,692	75,692
当期純損失()			3,270,081	3,270,081
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	-	-	3,345,773	3,345,773
当期末残高	77,935	2,371,262	882,276	1,566,920

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	29,660	6,410,829	3,098	3,098	6,413,928
会計方針の変更による累積的影響額		-			-
会計方針の変更を反映した当期首残高	29,660	6,410,829	3,098	3,098	6,413,928
当期変動額					
剰余金の配当		75,692			75,692
当期純損失()		3,270,081			3,270,081
自己株式の取得	475	475			475
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			42,224	42,224	42,224
当期変動額合計	475	3,346,249	42,224	42,224	3,304,025
当期末残高	30,136	3,064,579	45,323	45,323	3,109,903

当事業年度(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	840,687	687,087	21	687,108
会計方針の変更による累積的影響額				
会計方針の変更を反映した当期首残高	840,687	687,087	21	687,108
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純損失()				
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	840,687	687,087	21	687,108

	株主資本			
	利益準備金	利益剰余金		利益剰余金合計
		その他利益剰余金		
		別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	77,935	2,371,262	882,276	1,566,920
会計方針の変更による累積的影響額			3,242	3,242
会計方針の変更を反映した当期首残高	77,935	2,371,262	879,034	1,570,163
当期変動額				
剰余金の配当			94,598	94,598
当期純損失()			2,787,443	2,787,443
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	-	-	2,882,042	2,882,042
当期末残高	77,935	2,371,262	3,761,076	1,311,878

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	30,136	3,064,579	45,323	45,323	3,109,903
会計方針の変更による累積的影響額		3,242			3,242
会計方針の変更を反映した当期首残高	30,136	3,067,822	45,323	45,323	3,113,145
当期変動額					
剰余金の配当		94,598			94,598
当期純損失()		2,787,443			2,787,443
自己株式の取得		-			-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			22,967	22,967	22,967
当期変動額合計	-	2,882,042	22,967	22,967	2,905,010
当期末残高	30,136	185,780	22,355	22,355	208,135

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
営業収入	13,788,576	16,436,717
原材料又は商品の仕入れによる支出	4,325,831	5,873,213
人件費の支出	1,919,573	1,780,047
外注費の支出	5,238,128	9,073,364
その他の営業支出	1,778,722	1,864,441
小計	526,320	2,154,348
利息及び配当金の受取額	11,078	26,783
利息の支払額	2,017	13,809
受取賃貸料	4,668	4,691
保険金の受取額		14,470
補償費の支払額		2,046,554
過年度決算訂正関連費用の支払額		316,391
法人税等の支払額	198,733	87,911
営業活動によるキャッシュ・フロー	341,315	4,573,069
投資活動によるキャッシュ・フロー		
保険積立金の解約による収入	19,071	1,177
有形固定資産の取得による支出	37,777	14,452
有形固定資産の売却による収入		16,485
無形固定資産の取得による支出	29,056	1,848
投資有価証券の取得による支出	1,200	1,200
貸付金の回収による収入	200	200
投資有価証券の償還による収入	5,000	5,000
その他の収入	494	140
その他の支出	486	742
投資活動によるキャッシュ・フロー	43,753	4,760
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	300,000	4,500,000
短期借入金の返済による支出	300,000	800,000
自己株式の取得による支出	475	-
リース債務の返済による支出	26,015	28,793
配当金の支払額	75,403	94,679
財務活動によるキャッシュ・フロー	101,894	3,576,526
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	195,667	991,783
現金及び現金同等物の期首残高	2,268,599	2,464,267
現金及び現金同等物の期末残高	2,464,267	1,472,484

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

当社は、当社ビジネス統括本部内線統括部の太陽光発電所建設工事の工事コストの大幅な増加などにより、当事業年度において営業損失2,741,628千円、経常損失2,588,925千円、当期純損失2,787,443千円を計上し、借入金残高が3,700,000千円に増加いたしました。なお、当該借入金3,700,000千円の期日は、令和4年7月末となっております。当該損失計上及び借入金増加により、当社の資金繰り計画に重要な影響があることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在していると認められます。

当社は、当該状況を解消すべく、以下の対応策を実行し収益力の改善及び長期資金の確保に努めてまいり所存であります。

(1) 収益力の改善

当事業年度の損失計上の原因は、特定の太陽光発電所建設工事に関わる案件の工事コストの増加であり、当該案件を除く他案件の収益性は引き続き維持していることから、当該案件のコスト増を抑制しつつ他案件で確実に利益を確保することにより業績の回復を図ります。加えて、顧客・株主を含めた関係者・取引先との連携を深め、そこから創出される新たな売上の拡大と利益の上積みによって更なる改善に向けて既存事業の強化を図り、営業利益率5%台の確保と再生可能エネルギー事業の拡大と新たな営業地域の拡大を目指してまいります。

(2) 長期資金の確保

取引金融機関に対し適時に当社の経営状況及び財政状態を報告し、ご理解を得ることによって良好な関係を維持し、令和4年7月末に期日を迎える3,700,000千円も含めた資金調達による長期資金の確保に引き続き努めてまいります。また、財政状態の改善を企図して、連携強化を前提とした顧客・株主を含めた関係者との資本関係の増強、資金繰りへの協力、事業連携等の可能性を検討していくこととしており、その進捗が取引金融機関による融資の判断にも影響することから、関係者に支援の要請を申し入れる等、協議を進めております。

しかしながら、上記対応策は実施途上であり、関係者との合意が得られておらず取引金融機関の融資の判断も確定していないため、現時点においては継続企業の前提に関する不確実性が認められます。

なお、財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する不確実性の影響を財務諸表に反映しておりません。

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等 以外のもの	時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)
市場価格のない株式等	移動平均法による原価法
その他の関係会社有価証券	移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金	個別法による原価法
商品	移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
材料貯蔵品	個別法による原価法

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定率法。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3年～50年

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とした定額法を採用しており、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは残価保証額とし、それ以外のもは零としております。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金	売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金	従業員の賞与に充てるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。
退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、退職給付会計に基づく簡便法により、自己都合の期末要支給額を計上しております。
役員退職慰労引当金	役員の退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
工事損失引当金	受注工事に係る将来の工事損失に備えるため、当事業年度末において見込まれる未引渡工事の損失発生見込額を計上しております。
工事補償損失引当金	小形風力発電機の取扱い終了に伴い、今後発生が予想される発電事業者様への補償額について、当事業年度末において見込まれる将来の損失発生見込額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

工事契約に係る収益は、一定の期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度を見積もり、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しています。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、工事原価総額に占める割合に基づいて行っております。

なお、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しています。

工事代金の対価は、引き渡し後概ね3ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれていません。

なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りにおいて、現在進行中の高山ソーラーヒルズ太陽光発電所建設工事におきまして、天候悪化、軟弱地盤対策、地中障害対策等で土木工事の遅延が発生しており、令和4年5月の竣工予定日に工事が完了しない見込みとなりました。このため、工事請負契約に基づく補償見込額を工事収益総額から減額し、進捗度を見積もっています。

商品売上高及び商品売上原価の計上基準

商品売上に係る収益は、顧客との販売契約に基づいて商品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点において、顧客が当該商品に対する支配を獲得した段階で、履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。商品の国内販売において、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合は、出荷時に収益を認識しております。

当社が代理人として関与したと判定される商品売上について、総額で収益認識する方法によっておりましたが、純額で収益認識する方法に変更しております。

商品の対価は引渡後概ね3ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれていません。

6. ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお振当処理の要件を満たしている為替予約については、振当処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・為替予約

ヘッジ対象・・・外貨建金銭債務

ヘッジ方針

外貨建金銭債務の為替相場の変動リスクをヘッジしております。

ヘッジ有効性評価の方法

振当処理によっている為替予約については、有効性の評価を省略しております。

7. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

前事業年度(令和3年3月31日)

(1) 太陽光発電所工事における工事進行基準の収益認識及び工事損失引当金

当該工事の当事業年度の財務諸表に計上した完成工事高	943,195千円
当該工事の当事業年度の財務諸表に計上した工事損失引当金	526,581 "
内、工事損失引当金繰入額	526,581 "
当該工事の当事業年度の財務諸表に計上した完成工事総損失	481,301 "

識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

追加情報に記載のとおり、令和3年10月15日に特別調査委員会から調査報告書を受領しました。特別調査委員会の調査対象である高山ソーラーヒルズ太陽光発電所工事の他、類似する事案として奥州工事についても調査が行われました。いずれも、工事の進捗にしたがい工事原価総額を見直す際、土木工事費用等の一部の費用が適時に工事原価の見積りに反映されていなかったことが判明しました。

工事進行基準による収益は、工事進捗度に基づき測定され、進捗度は工事原価総額に対する当事業年度末までの発生原価の割合に基づき算定しております。また、工事原価総額等が工事収益総額を超過する可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができる場合には、その超過すると見込まれる額のうち、既に計上された損益の額を控除した残額を、工事損失が見込まれた期の損失として処理し、工事損失引当金を計上しております。

工事原価総額の見積り変更における主要な仮定は土木工事費用等を含む外注費であります。外注費は、気象条件や地理的要因、地中障害、工事従事者の不足等により、不確実性を伴うことから、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

当事業年度(令和4年3月31日)

(1) 高山ソーラーヒルズ太陽光発電所工事における収益認識及び工事損失引当金

当該工事の当事業年度の財務諸表に計上した完成工事高	4,019,624千円
当該工事の当事業年度の財務諸表に計上した工事損失引当金	838,862 "
内、工事損失引当金繰入額	418,913 "
当該工事の当事業年度の財務諸表に計上した完成工事総損失	3,066,742 "

識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

高山ソーラーヒルズ太陽光発電所工事の完成工事高は、収益及び費用の計上基準に記載のとおり、工事収益総額、工事原価総額及び発生した工事原価により履行義務の充足に係る工事進捗度を見積り、一定の期間にわたり収益を認識しております。また、工事損失引当金は、工事原価総額等が工事収益総額を超過すると見込まれる額のうち、既に計上された工事損失の額を控除した残額を同引当金として計上し、同引当金期首残高との差額を工事損失引当金繰入額として計上しております。

工事進捗度は、主として工事原価総額の変化によって重要な影響を受けております。工事原価総額の見積りにおける主要な仮定は、土木工事費用等を含む外注費と判断しており、外注業者からの見積書を基礎として、専門的な判断を加えて仮定しております。

工事原価総額の見積りにおける外注費は、想定し得なかった気象条件や地理的要因、地中障害、工事従事者の不足等により変動することから、工事原価総額の見積りは不確実性を伴います。外注費が変化した場合、工事原価総額が増減し、工事進捗度の変化を通じて完成工事高に影響します。また、同様に工事損失引当金にも影響があります。

このように、外注費に伴う不確実性により、翌事業年度の収益認識及び工事損失引当金に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。工事契約に関して、従来は、工事の進捗部分について成果の確実性が認められる場合には、工事進行基準によっておりましたが、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、工事原価総額に占める割合に基づいて行っております。なお、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しています。

加えて、当社が代理人として関与したと判定される商品売上について、総額で収益認識する方法によっておりましたが、純額で収益認識する方法に変更しております。

また、現在進行中の高山ソーラーヒルズ太陽光発電所建設工事におきまして、天候悪化、軟弱地盤対策、地中障害対策等で土木工事の遅延が発生しており、令和4年5月の竣工予定日に工事が完了しない見込みとなりました。このため、工事請負契約に基づく補償見込額を工事収益総額から減額し、進捗度を見積もっています。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の売上高が1,135百万円、売上原価が686百万円それぞれ減少、営業損失及び経常損失が449百万円それぞれ増加し、特別損失が452百万円、税引前当期純損失が3百万円それぞれ減少しております。また、利益剰余金の期首残高は、3百万円増加しております。

1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度まで「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」「完成工事未収入金」は、当事業年度より「受取手形・完成工事未収入金等」に含めて表示することとしております。ただし、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「収益認識関係」注記については記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、これによる財務諸表への影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこといたしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前事業年度に係るものについては記載しておりません。

(未適用の会計基準等)

該当事項はありません。

(追加情報)

(高山ソーラーヒルズ太陽光発電所工事の件)

当社は、高山ソーラーヒルズ太陽光発電所建設工事（以下、高山工事）について、令和3年7月に工事原価総額の見積りを見直したところ、過去の会計処理に誤りがある可能性が判明したため、令和3年8月に特別調査委員会を設置して調査を実施いたしました。当社は、令和3年10月に特別調査委員会から調査報告書を受領し、当該工事に関する一部の土木工事費用等を見積りを適時に工事原価総額に反映していなかったことなどが明らかになり、他の工事も含め前事業年度末の工事原価総額の見積りに誤りがあることが判明したことから、誤謬の訂正を行っております。

具体的には、高山工事に対する誤謬の訂正については、上記調査中に明らかになった外注先からの見積りのうち当事業年度に反映させたものを除き、前事業年度末の工事原価総額に反映し、会計処理を行っております。また、当該誤謬の訂正においては、見積りの根拠となる記録や文書を過去に遡り網羅的に収集することが困難であったことから、高山工事については成果の確実性の事後的な喪失が生じたものと判断し、前事業年度の第3四半期会計期間から前事業年度末までの期間に対して、工事完成基準を適用しております。

なお、会計方針の変更に記載のとおり、当事業年度より「収益認識に関する会計基準」を適用し、高山工事についても財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転するものとして、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。

(貸借対照表関係)

1 受取手形裏書譲渡高

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当事業年度 (令和4年3月31日)
受取手形裏書譲渡高	104,390千円	69,589千円

2 受取手形・完成工事未収入金等のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

	当事業年度 (令和4年3月31日)
受取手形	171,684千円
完成工事未収入金	2,912,152 "
売掛金	449,375 "
契約資産	1,696,182 "

3 棚卸資産及び工事損失引当金の表示

損失が見込まれる工事契約に係る棚卸資産と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。
工事損失引当金に対応する棚卸資産の額

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当事業年度 (令和4年3月31日)
未成工事支出金	526,581千円	411千円

4 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当事業年度 (令和4年3月31日)
建物	千円	399,913千円
土地	"	335,788 "
有価証券	"	136,135 "
計	千円	871,837千円

上記担保資産に対する債務はありません。

5 未成工事受入金、前受金のうち、契約負債の金額は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (令和4年3月31日)
契約負債	49,659千円

6 関係会社に対する資産及び負債

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当事業年度 (令和4年3月31日)
流動資産		
売掛金	10,125千円	8,865千円
その他	4,194 "	3,676 "
流動負債		
買掛金	36,039千円	461,130千円
未払金	1,420 "	1,359 "

(損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項（収益認識関係）（1）収益の分解情報」に記載しておりません。

2 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
土地	千円	16,485千円

3 過年度決算訂正関連費用

前事業年度(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

当社は、当社ビジネス統括本部内線統括部の太陽光発電所建設工事に関わる案件の過去の会計処理の誤りの可能性について、特別調査委員会を設置し、同委員会の調査結果により判明した事実を反映して過年度の決算の訂正を行い、令和3年10月27日に有価証券報告書の訂正報告書を北海道財務局長に提出いたしました。

その結果、当該訂正に伴い当事業年度に発生した訂正監査報酬、特別調査委員会による調査費用、訂正開示書類作成支援費用等316,391千円を特別損失に過年度決算訂正関連費用として計上しております。

4 減損損失

前事業年度(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失
苫小牧市	事業用資産	土地及び建物等	19,280千円

当社は、事業用資産について、管理会計上の区分を基準として共用資産と支社単位に、遊休資産については、個別にグループ化して減損損失の判定を行いました。

事業用資産のうち、収益性の低下している資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(19,280千円)として特別損失に計上しました。

その主な内訳は、土地13,599千円、建物4,854千円であります。

なお、当該資産の回収可能価額は、不動産鑑定評価に基づく正味売却価額により測定しております。

5 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
工具、器具及び備品	142 "	- "
ソフトウェア	374 "	- "
計	516千円	- 千円

6 工事補償損失

前事業年度(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

当社は、小形風力発電機の取扱い終了に伴い、今後発生が予想される発電事業者様への補償額を合理的に見積り、「工事補償損失」2,256,802千円を特別損失に計上しております。

なお、補償額の確定金額は、今後の交渉の結果により引当金額と異なる可能性があります。

当事業年度(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

該当事項はありません。

7 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
売上高	83,663千円	38,897千円
仕入高	689,080 "	1,007,587 "
販売費及び一般管理費	17,499 "	15,890 "
受取利息	591 "	418 "
受取配当金	9,517 "	70,914 "
工事補償損失引当金戻入	"	29,728 "

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	650,000	-	-	650,000

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	19,232	113	-	19,345

(変動事由の概要)

単元未満株式の買い取りによる増加113株

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
令和2年6月25日 定時株主総会	普通株式	75,692	120	令和2年3月31日	令和2年6月26日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当金の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
令和3年6月24日 定時株主総会	普通株式	94,598	利益剰余金	150	令和3年3月31日	令和3年6月25日

当事業年度(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	650,000	-	-	650,000

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	19,345	-	-	19,345

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
令和3年6月24日 定時株主総会	普通株式	94,598	150	令和3年3月31日	令和3年6月25日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
現金及び預金	2,464,267千円	1,472,484千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	-	-
現金及び現金同等物	2,464,267千円	1,472,484千円

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

- ・有形固定資産 主として、事務所等で使用する備品(工具、器具及び備品)及び工事関連における生産設備(機械及び装置)であります。
- ・無形固定資産 主として、ソフトウェアであります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当事業年度 (令和4年3月31日)
1年以内	654千円	976千円
1年超	-	860
計	654千円	1,837千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

設備投資計画に必要な資金が生じた場合は、銀行借入により調達します。また、短期的な運転資金は、毎月の資金残高を勘案し、銀行借入により調達しております。

一般的余資は、主に流動性の高い金融資産で運用し、余資の運用に伴うリスク負担を回避することを基本方針としております。

デリバティブについては、将来の為替変動によるリスク回避を目的としており投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金並びに完成工事未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに工事未払金は、短期間の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

営業債権につきましては、与信管理の規程に従い、各部門における業務課が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとの期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券については、定期的に時価や財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案し保有状況を継続的に見直しております。

資金調達に係る流動性リスクは、各部門からの報告等に基づき、担当部署において適時資金計画を作成し、手許流動性の維持などにより流動性のリスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、重要性の乏しいものについては注記を省略しております。また、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。(注2)を参照下さい。)

前事業年度(令和3年3月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 現金預金	2,464,267	2,464,267	-
(2) 受取手形	241,205	241,205	-
(3) 売掛金	251,605	251,605	-
(4) 完成工事未収入金	3,878,186	3,878,186	-
(5) 投資有価証券 其他有価証券	306,378	306,378	-
(6) 支払手形	(379,411)	(379,411)	-
(7) 買掛金	(564,201)	(564,201)	-
(8) 工事未払金	(606,307)	(606,307)	-
(9) 未成工事受入金	(1,654,814)	(1,654,814)	-

(*) 負債に計上されているものについては()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券取引に関する事項

(1)現金預金及び(2)受取手形、(3)売掛金並びに(4)完成工事未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5)投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格、社債については基準気配によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6)支払手形及び(7)買掛金、(8)工事未払金並びに(9)未成工事受入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 非上場株式(貸借対照表計上額50,733千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5)投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内(千円)	1年超5年以内(千円)	5年超10年以内(千円)	10年超(千円)
現金預金	2,461,421	-	-	-
受取手形	241,205	-	-	-
売掛金	251,605	-	-	-
完成工事未収入金	3,878,186	-	-	-
投資有価証券 其他有価証券のうち満期があるもの (社債)	-	100,000	-	-

当事業年度（令和4年3月31日）

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、重要性の乏しいものについては注記を省略しております。また、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。（（注2）を参照下さい。）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券 その他有価証券	281,282	281,282	-

（注1） 現金は注記を省略しており、預金、受取手形・完成工事未収入金等、支払手形、工事未払金、買掛金、短期借入金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（注2） 市場価格のない株式等は、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
非上場株式	45,672
その他の関係会社有価証券	8,000
出資金	2,547

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

当事業年度(令和4年3月31日)

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券				
株式	180,692	-	-	180,692
社債	-	100,590	-	100,590

（注） 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式及び社債は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度(令和3年3月31日)

区分	貸借対照表計上額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	155,819	73,702	82,116
債券	101,680	100,000	1,680
その他	-	-	-
小計	257,499	173,702	83,796
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	69,116	87,810	18,694
債券	-	-	-
その他	-	-	-
小計	69,116	87,810	18,694
合計	326,616	261,513	65,102

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額50,733千円)及びその他の関係会社有価証券(貸借対照表計上額8,000千円)については、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

当事業年度(令和4年3月31日)

区分	貸借対照表計上額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	109,959	53,603	56,355
債券	100,590	100,000	590
その他	-	-	-
小計	210,549	153,603	56,945
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	70,733	106,126	35,392
債券	-	-	-
その他	-	-	-
小計	70,733	106,126	35,392
合計	281,282	259,729	21,553

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額45,672千円)については、市場価格のない株式等のため、上表には含めておりません。

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

該当事項はありません。

3. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について1,000千円減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について減損処理を行ったものではありません。

なお、減損処理にあたっては、時価のある株式については、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30~50%程度下落した場合には、個別銘柄ごとに回収可能性を考慮して必要と認められた額について減損処理を行うこととしております。また、時価のない株式については、個別銘柄ごとに回収可能性を考慮して必要と認められた額について減損処理を行うこととしております。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出年金制度と退職一時金制度を併用しております。退職一時金制度は簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	528,230千円
退職給付費用	53,224
退職給付の支払額	21,343
退職給付引当金の期末残高	560,111千円

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

非積立型制度の退職給付債務	560,111千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	560,111千円
退職給付引当金	560,111千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	560,111千円

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	53,224千円
----------------	----------

3. 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額は、20,960千円であります。

当事業年度(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出年金制度と退職一時金制度を併用しております。退職一時金制度は簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	560,111千円
退職給付費用	58,085
退職給付の支払額	27,272
退職給付引当金の期末残高	590,924千円

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

非積立型制度の退職給付債務	590,924千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	590,924千円
退職給付引当金	590,924千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	590,924千円

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	58,085千円
----------------	----------

3. 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額は、22,270千円であります。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当事業年度 (令和4年3月31日)
(繰延税金資産)		
退職給付引当金	170,329千円	179,699千円
減損損失	102,267	106,077
賞与引当金	30,371	29,435
役員退職慰労引当金	19,219	2,432
投資有価証券評価損	6,156	6,156
一括償却資産	4,973	3,153
未払事業税	529	550
工事損失引当金	160,133	288,700
工事補償損失引当金	696,665	29,251
貸倒引当金	10,425	10,425
税務上の繰越欠損金(注)2	127,824	938,391
その他	7,779	7,650
繰延税金資産小計	1,336,675千円	1,601,927千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2	127,824	938,391
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	1,208,850	663,535
評価性引当額小計(注)1	1,336,675	1,601,927
繰延税金資産合計	-千円	-千円
(繰延税金負債)		
その他有価証券評価差額金	19,779千円	11,364千円
その他	-	205
繰延税金負債合計	19,779千円	11,570千円
繰延税金負債の純額	19,779千円	11,570千円

- (注) 1. 評価性引当額が265,252千円増加しております。この主な増加の要因は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額等を追加的に認識したことに伴うものであります。
2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度(令和3年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)						127,824	127,824
評価性引当額						127,824	127,824
繰延税金資産							

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度(令和4年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)						938,391	938,391
評価性引当額						938,391	938,391
繰延税金資産							

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度及び当事業年度は税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(収益認識関係)

(1) 収益の分解情報

当社の官民別、収益認識の時期別の収益の分解と主たる工事と商品販売との関連は次のとおりであります。

(単位：千円)

	報告セグメント				
	屋内配線工事	電力関連工事	F A住宅環境設備機器	産業設備機器	計
官民別					
官公庁	1,816,783	3,467	410	11,510	1,832,170
民間	9,645,048	3,844,479	1,016,460	426,018	14,932,007
顧客との契約から生じる収益	11,461,831	3,847,946	1,016,870	437,528	16,764,177
その他の収益					
外部顧客への売上高	11,461,831	3,847,946	1,016,870	437,528	16,764,177
収益認識の時期					
一時点で移転される財	854,853	567,682	1,004,992	437,528	2,865,057
一定期間にわたり移転されるサービス	10,606,978	3,280,264	11,877		13,899,120
顧客との契約から生じる収益	11,461,831	3,847,946	1,016,870	437,528	16,764,177
その他の収益					
外部顧客への売上高	11,461,831	3,847,946	1,016,870	437,528	16,764,177

(2) 収益を理解するために基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針 5 . 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

契約資産及び契約負債の残高等

当事業年度における顧客との契約から計上された債権、契約資産及び契約負債の期首及び期末残高は下記のとおりです。なお、貸借対照表上、債権及び契約資産を「受取手形・完成工事未収入金等」に、契約負債は「未成工事受入金」及び「前受金」に含めております。

契約資産の増減は、主として収益認識（契約資産の増加）と、顧客との契約から生じた債権への振替（同、減少）により生じたものであります。契約負債の増減は、主として前受金、未成工事受入金の受取り（契約負債の増加）と収益認識（同、減少）により生じたものであります。

また、当事業年度に認識された収益のうち期首現在の契約負債に含まれていた金額は1,661,023千円であります。当事業年度において、過去の期間に充足（または部分的に充足）した履行義務から認識した収益の金額に重要性はありません。

(単位：千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	2,816,051千円
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	3,533,212千円
契約資産（期首残高）	1,554,946千円
契約資産（期末残高）	1,696,182千円
契約負債（期首残高）	1,668,966千円
契約負債（期末残高）	49,659千円

残存履行義務に配分した取引価格

当年度末現在における、残存履行義務に配分された取引価格の総額は9,252,563千円であり、当社は、当該残存履行義務について、履行義務の充足に連れて主に1年～3年の間で収益を認識することを見込んでおります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、工事部門と販売部門から構成されており、「屋内配線工事」「電力関連工事」「FA住宅環境設備機器」「産業設備機器」の4つを報告セグメントとしております。

「屋内配線工事」は、ビル・建築物の電気設備工事、上下水道・各種産業機器プラントの設備工事、太陽光発電設備工事、その他工事を行っております。「電力関連工事」は、送電線工事、地中送電線・地中配電線・地中通信線工事、発・変電所の電気設備工事、建築物の空調自動制御システム工事、情報通信ケーブル工事等を行っております。「FA住宅環境設備機器」は、標準機器製品、冷暖房設備、太陽光発電設備、ヒートポンプ、ビル電源機器、電子機器等、その他の販売・仲介を行っております。「産業設備機器」は、電力設備機器、発電機車、情報通信システム、電線類及び管路材料、その他の販売・仲介を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。

セグメント間の振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前事業年度(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント					調整額 (注)1	損益計算書計上額 (注)2
	屋内配線工事	電力関連工事	FA住宅環境設備機器	産業設備機器	計		
売上高							
外部顧客への売上高	5,492,676	3,250,996	1,087,921	211,220	10,042,814	-	10,042,814
セグメント間の内部売上高又は振替高	115	3,970	1,050,248	116,373	1,170,706	1,170,706	-
計	5,492,791	3,254,966	2,138,169	327,594	11,213,521	1,170,706	10,042,814
セグメント利益又はセグメント損失()	192,192	449,170	224,245	38,350	519,574	-	519,574
その他の項目							
減価償却費	18,506	18,795	4,252	204	41,758	29,484	71,243

(注) 1. その他の項目の調整額は、報告セグメントに配分していない一般管理費であります。

2. セグメント利益又はセグメント損失()の合計額は、損益計算書の売上総利益と一致しております。

3. セグメント資産については、事業セグメントに資産を配分していないため記載しておりません。

当事業年度(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント					調整額 (注)1	損益計算書計上額 (注)2
	屋内配線工事	電力関連工事	FA住宅環境設備機器	産業設備機器	計		
売上高							
外部顧客への売上高	11,461,831	3,847,946	1,016,870	437,528	16,764,177	-	16,764,177
セグメント間の内部売上高又は振替高	2,684	43,666	449,120	123,783	619,254	619,254	-
計	11,464,515	3,891,613	1,465,990	561,311	17,383,432	619,254	16,764,177
セグメント利益又はセグメント損失()	2,599,623	669,910	221,812	63,714	1,644,186	-	1,644,186
その他の項目							
減価償却費	18,372	17,545	4,787	237	40,943	30,171	71,114

(注) 1. その他の項目の調整額は、報告セグメントに配分していない一般管理費であります。

2. セグメント利益又はセグメント損失()の合計額は、損益計算書の売上総損失と一致しております。

3. セグメント資産については、事業セグメントに資産を配分していないため記載しておりません。

【関連情報】

前事業年度(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
北海道電力ネットワーク株式会社	1,629,218	電力関連工事

当事業年度(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社関電工	5,021,355	屋内配線工事、電力関連工事
北海道電力ネットワーク株式会社	2,712,010	電力関連工事

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント					全社・消去	合計
	屋内配線工事	電力関連工事	F A住宅環境 設備機器	産業設備機器	計		
減損損失	19,280	-	-	-	19,280	-	19,280

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等に限り)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	役員の兼 任等	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)	
その他の 関係 会社	三菱電機(株)	東京都 千代田 区	175,820,77 0	電気機械 器具製造 販売	(被所有) 直接 27.68	転籍3名 同社従業員 兼任2名	電気設備 工事	電気設備工 事の完成	32,600			
							商品の売上	商品の売上	5,625	売掛金	971	
							商品の仕入	商品の仕入 (外注費を 含む)	756,965	買掛金	36,039	
							受取手数料	受取手数料 (商品売上 原価)	67,884	その他流動 資産	4,194	
							運賃保管料	運賃保管料 他	17,499	未払金	1,420	

- (注) 1 上記金額のうち、取引金額には消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。
2 取引条件及び取引条件の決定方針等
(1) 電気設備工事の受注は、当社から見積書を提示し、請負金額を交渉の上、決定しております。
(2) 商品の仕入(仕入割戻を含む)及び販売、電気工事材料他の仕入は、市場価格を参考に交渉の上、決定して
おります。
(3) 受取手数料及び運賃保管料他は、他の代理店と同様に、同社の定める料率によっております。

(2) 財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	役員の兼 任等	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他 の 関係 会社 の 子 会社	三菱電機住環 境システムズ (株)	東京都 台東区	2,627,000	照明電材住 宅設備機器 販売	なし	なし	商品の売上	商品の売上	170	売掛金	5
							商品の仕入	商品の仕入	961		

- (注) 1 上記金額のうち、取引金額には消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。
2 取引条件及び取引条件の決定方針等
商品の仕入(仕入割戻を含む)及び販売は、市場価格を参考に交渉の上、決定しております。

(3) 財務諸表提出会社の関連会社

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	役員の兼 任等	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
関連 会 社	とかちソー ラーファーム (同)	札幌市 中央区	15,000	電気設備工 事及び保守 点検	(所有) 直接 33.33	なし	保守点検 業務の受 注	保守点検	30,531	売掛金	9,153

- (注) 1 上記金額のうち、取引金額には消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。
2 取引条件及び取引条件の決定方針等
保守点検の受注は、当社から見積書を提示し、請負金額を交渉の上、決定しております。

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	役員の兼 任等	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
関連 会 社	大樹ソーラ ーファーム (同)	札幌市 中央区	9,000	電気設備工 事及び保守 点検	(所有) 直接 33.33	なし	保守点検 業務の受 注	保守点検	12,970		

- (注) 1 上記金額のうち、取引金額には消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。
2 取引条件及び取引条件の決定方針等
保守点検の受注は、当社から見積書を提示し、請負金額を交渉の上、決定しております。

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	役員の 兼任等	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
関連会社	(同)フォー エバーエナ ジー	札幌市 中央区	4,000	電気設備工 事の受注	(所有) 直接 25.00	なし	小形風力 発電機取 扱い終了 に伴う補 償	電気設備工 事の施工	224,181		
								工事補償損 失	166,820	工事補償 損失引当 金	166,820

- (注) 1 小形風力発電機の取扱い終了に伴う小形風力発電設備の工事契約解除により、電気設備工事の施工として売上高が減少しております。
- 2 小形風力発電機の取扱い終了に伴い、今後発生が予想される補償額を見積り、工事補償損失引当金として計上しております。
- 3 上記取引金額には、消費税等を含んでおりません。
- 電気設備工事の受注は、当社から見積書を提示し、請負金額を交渉の上、決定しております。

当事業年度(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等に限る)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	役員の兼 任等	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の 関係 会社	三菱電機(株)	東京都 千代田 区	175,820,77 0	電気機械 器具製造 販売	(被所有) 直接 27.67	転籍3名 同社従業 員兼任2 名	商品の売上	商品の売上	4,386	売掛金	658
							商品の仕入	商品の仕入 (外注費を 含む)	1,070,335	買掛金	464,130
							受取手数料	受取手数料 (商品売上 原価)	62,756	その他流動 資産	3,676
							運賃保管料	運賃保管料 他	15,890	未払金	1,359

- (注) 1 上記金額のうち、取引金額には消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。
- 2 取引条件及び取引条件の決定方針等
- (1) 電気設備工事の受注は、当社から見積書を提示し、請負金額を交渉の上、決定しております。
- (2) 商品の仕入(仕入割戻を含む)及び販売、電気工事材料他の仕入は、市場価格を参考に交渉の上、決定しております。
- (3) 受取手数料及び運賃保管料他は、他の代理店と同様に、同社の定める料率によっております。

(2) 財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	役員の兼 任等	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他 の 関係 会社 の 子 会社	三菱電機住 環境システムズ (株)	東京都 台東区	2,627,000	照明電材住 宅設備機器 販売	なし	なし	商品の売上	商品の売上	471	売掛金	122
							商品の仕入	商品の仕入	7		

- (注) 1 上記金額のうち、取引金額には消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。
- 2 取引条件及び取引条件の決定方針等
- 商品の仕入(仕入割戻を含む)及び販売は、市場価格を参考に交渉の上、決定しております。

(3) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	役員の 兼任等	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
関連会社	とかちソー ラーファーム (同)	札幌市 中央区	15,000	電気設備工 事及び保守 点検	(所有) 直接 33.33	なし	保守点検 業務の受 注	保守点検	24,374	売掛金	8,207

- (注) 1 上記金額のうち、取引金額には消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。
2 取引条件及び取引条件の決定方針等
保守点検の受注は、当社から見積書を提示し、請負金額を交渉の上、決定しております。

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	役員の 兼任等	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
関連会社	大樹ソーラ ーファーム (同)	札幌市 中央区	9,000	電気設備工 事及び保守 点検	(所有) 直接 33.33	なし	保守点検 業務の受 注	保守点検	10,137		

- (注) 1 上記金額のうち、取引金額には消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。
2 取引条件及び取引条件の決定方針等
保守点検の受注は、当社から見積書を提示し、請負金額を交渉の上、決定しております。

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	役員の 兼任等	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	(同)フォー エバーエナ ジー	札幌市 中央区	4,000	電気設備工 事の受注	(所有) 直接 100.00	なし	小形風力 発電機取 扱い終了 に伴う補 償	支払補償費	149,387	工事補償 損失引当 金	33,398
								工事補償 損失引当金 戻入	29,728		

- (注) 1 小形風力発電機の取扱い終了に伴う小形風力発電設備の工事契約解除により、電気設備工事の施工として売上高が減少しております。
2 小形風力発電機の取扱い終了に伴い、今後発生が予想される補償額を見積り、工事補償損失引当金として計上しております。
3 上記取引金額には、消費税等を含んでおりません。
4 合同会社フォーエバーエナジーは、令和3年7月28日開催の合同会社役員総会において解散の方針を決議し、清算に向けて持分を100%としております。

(持分法損益等)

1. 関連会社に関する事項

	前事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)		当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)	
	関連会社に対する投資の金額	8,000千円		8,000千円
持分法を適用した場合の投資の金額	119,932千円		54,330千円	
持分法を適用した場合の投資利益の金額	18,795千円		22,997千円	

2. 開示対象特別目的会社に関する事項

当社は、開示対象特別目的会社を有していません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
1株当たり純資産額	4,931円23銭	330円03銭
1株当たり当期純損失()	5,184円59銭	4,419円92銭

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 「会計方針の変更」に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」等を適用しております。この結果、当事業年度の1株当たり当期純損失は5円55銭減少しております。
3. 1株当たり当期純損失()の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
損益計算書上の当期純損失()(千円)	3,270,081	2,787,443
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式に係る当期純損失()(千円)	3,270,081	2,787,443
普通株式の期中平均株式数(千株)	630	630

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

		銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (千円)
投資有価証券	その他有価証券	大成建設(株)	13,224	46,748
		(株)北洋銀行	195,000	46,800
		(株)ほくほくフィナンシャル・グループ (優先株)	70,000	35,000
		(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	40,260	30,609
		太平洋セメント(株)	6,825	13,781
		(株)弘電社	3,300	15,444
		北海道電力(株)	13,300	6,437
		北海道コカ・コーラボトリング(株)	2,000	8,100
		(株)ほくほくフィナンシャル・グループ	4,160	3,714
		(株)大林組	3,571	3,213
		北海電気工事(株)	5,250	3,491
			その他11銘柄	41,931
		計	398,822	226,365

【債券】

		銘柄	券面総額(千円)	貸借対照表計上額 (千円)
投資有価証券	その他有価証券	第312回北海道電力(株)社債	100,000	100,590
		計	100,000	100,590

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
建物	1,418,255	10,819	4,854 (4,854)	1,424,220	1,001,692	20,029	422,527
構築物	84,039	-	826 (826)	83,212	72,938	1,140	10,274
機械及び装置	82,700	-	-	82,700	57,454	5,347	25,246
車両運搬具	1,130	-	-	1,130	1,129	-	0
工具、器具及び備品	518,258	1,419	1,166	518,511	494,649	11,012	23,861
土地	349,388	0	13,599 (13,599)	335,788	-	-	335,788
リース資産	30,034	-	3,634	26,400	23,606	5,280	2,793
有形固定資産計	2,483,805	12,238	24,080 (19,280)	2,471,963	1,651,472	42,809	820,491
無形固定資産							
ソフトウェア	56,126	-	18,839	37,287	11,766	7,374	25,520
リース資産	120,001	-	15,350	104,651	54,634	20,930	50,017
電話加入権	102	-	-	102	-	-	102
無形固定資産計	176,230	-	34,189	142,041	66,400	28,304	75,640
長期前払費用	198	8	88	118	-	-	118

(注) 1. 当期減少額のうち主なものは、次のとおりであります。

建物 苫小牧支社 社屋 4,854千円

構築物 苫小牧支社 フェンス 826千円

土地 苫小牧支社 13,599千円

2. 当期減少額のうち()内は内書きで減損損失の計上額であります。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	3,700,000	2.0	令和4年7月
1年以内に返済予定のリース債務	28,793	21,051	2.7	
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	59,689	38,638	2.6	令和5年4月～ 令和7年9月
合計	88,482	59,689	-	

- (注) 1. 平均利率については、借入金等の当期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
2. リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
リース債務	17,636	16,405	4,596	-

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	99,872	96,797	99,872	-	96,797
貸倒引当金	34,283	2,500	-	2,500	34,283
役員退職慰労引当金	63,200	9,600	22,400	42,400	8,000
工事損失引当金	419,948	529,411	-	-	949,359
工事補償損失引当金	2,292,561	-	2,046,554	148,977	97,029

- (注) 1 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、戻入額であります。
2 役員退職慰労引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、戻入額であります。
3 工事補償損失引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、戻入額であります。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

当事業年度末(令和4年3月31日)における主な資産及び負債の内容は次のとおりであります。

a. 現金預金

区分	金額(千円)
現金	2,020
預金	
当座預金	1,455,797
普通預金	2,661
別段預金	2,005
定期預金	10,000
計	1,470,464
合計	1,472,484

b. 受取手形

イ. 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
瀬尾建設工業 株式会社	45,000
株式会社 月寒製作所	39,332
株式会社 森本組	25,420
北海道古川電気工業 株式会社	22,553
株式会社 朝日電機製作所	20,577
その他	18,801
合計	171,684

ロ. 期日別内訳

期日	金額(千円)
令和4年4月	78,165
" 5月	46,829
" 6月	10,864
" 7月	23,946
" 8月	11,878
合計	171,684

c. 完成工事未収入金
イ. 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
北海道電力ネットワーク 株式会社	1,317,549
大成建設 株式会社	406,356
札幌開発建設部	376,659
富良野市	274,032
上川総合振興局	251,656
その他	1,982,081
合計	4,608,335

ロ. 完成工事未収入金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円) (A)	当期発生高 (千円) (B)	当期回収高 (千円) (C)	当期末残高 (千円) (D)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	滞留期間(日) $\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
3,878,186	16,850,425	16,120,276	4,608,335	77.8	92.0

(注) 当期発生高には消費税等を含んでおります。

d. 売掛金
イ. 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
北電興業 株式会社	210,326
合同会社 デュオアース日高	33,550
北海道電力ネットワーク 株式会社	20,766
株式会社 朝日電機製作所	18,045
株式会社 月寒製作所	16,601
その他	150,086
合計	449,375

ロ. 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円) (A)	当期発生高 (千円) (B)	当期回収高 (千円) (C)	当期末残高 (千円) (D)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	滞留期間(日) $\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
251,605	1,599,750	1,401,980	449,375	75.7	80.0

(注) 当期発生高には消費税等を含んでおります。

e. 商品

区分	金額(千円)
FA住宅環境設備機器	72,647
産業設備機器	14,827
合計	87,474

f. 材料貯蔵品

区分	金額(千円)
屋内配線工事	386,051
合計	386,051

g. 未成工事支出金

当期首残高 (千円)	当期支出高 (千円)	完成工事原価への振替高 (千円)	当期末残高 (千円)
933,484	16,341,771	17,239,492	35,764

期末残高の内訳は次のとおりであります。

材料費	12,370	千円
外注費	15,052	
経費	8,341	
計	35,764	千円

h. 支払手形

イ. 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
エミヤエレクトロニクス 株式会社	103,393
北海道機販 株式会社	90,572
石垣電材 株式会社	64,469
東和電商 株式会社	35,726
北海道古川電気工業 株式会社	33,484
その他	209,952
合計	537,599

ロ. 期日別内訳

期日	金額(千円)
令和4年4月	210,727
" 5月	211,177
" 6月	83,270
" 7月	32,424
合計	537,599

i . 工事未払金

相手先	金額(千円)
株式会社 梅沢技建	147,091
株式会社 菱弘電設	118,358
株式会社 藤光	116,435
N D S 株式会社	107,140
一二三北路 株式会社	61,952
その他	552,602
合計	1,103,579

j . 買掛金

相手先	金額(千円)
三菱電機 株式会社	461,200
株式会社 守谷商會	207,460
三菱電機プラントエンジニアリング 株式会社	124,630
高砂熱学工業 株式会社	88,221
エミヤエレクトロニクス 株式会社	67,733
その他	467,186
合計	1,416,431

k . 短期借入金

相手先	金額(千円)
株式会社 北洋銀行	3,700,000
合計	3,700,000

l . 未成工事受入金

当期首残高 (千円)	当期受入高 (千円)	完成工事高への振替高 (千円)	当期末残高 (千円)
1,654,814	13,664,806	15,309,778	9,843

m . 退職給付引当金

財務諸表等の注記「退職給付関係」を参照して下さい。

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

	第1四半期 累計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年6月30日)	第2四半期 累計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)	第3四半期 累計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年12月31日)	第72期 事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
売上高(百万円)	2,910	6,863	12,178	16,764
税引前四半期(当期)純損失()(百万円)	1,636	2,315	2,942	2,759
四半期(当期)純損失()(百万円)	1,638	2,321	2,949	2,787
1株当たり四半期(当期)純損失()(円)	2,598.79	3,680.32	4,676.80	4,419.92

	第1四半期 会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年6月30日)	第2四半期 会計期間 (自 令和3年7月1日 至 令和3年9月30日)	第3四半期 会計期間 (自 令和3年10月1日 至 令和3年12月31日)	第4四半期 会計期間 (自 令和4年1月1日 至 令和4年3月31日)
1株当たり四半期純利益又は 1株当たり四半期純損失()(円)	2,598.79	1,081.53	996.48	256.89

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
買取・買増手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載しております。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://www.kitakoudensha.co.jp/
株主に対する特典	優待制度

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
 株主に有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第71期(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日) 令和3年6月25日北海道財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

事業年度 第71期(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日) 令和3年6月25日北海道財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

第72期第1四半期(自 令和3年4月1日 至 令和3年6月30日) 令和3年10月27日北海道財務局長に提出。

第72期第2四半期(自 令和3年7月1日 至 令和3年9月30日) 令和3年11月15日北海道財務局長に提出。

第72期第3四半期(自 令和3年10月1日 至 令和3年12月31日) 令和4年2月14日北海道財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

令和4年5月11日北海道財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4(会計監査人の異動)の規定に基づく臨時報告書であります。

令和4年6月30日北海道財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書であります。

(5) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書

事業年度 第71期(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日) 令和3年10月27日北海道財務局長に提出。

(6) 内部統制報告書の訂正報告書

事業年度 第71期(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日) 令和3年10月27日北海道財務局長に提出。

(7) 四半期報告書の訂正報告書及び確認書

第71期第1四半期(自 令和2年4月1日 至 令和2年6月30日) 令和3年10月27日北海道財務局長に提出。

第71期第2四半期(自 令和2年7月1日 至 令和2年9月30日) 令和3年10月27日北海道財務局長に提出。

第71期第3四半期(自 令和2年10月1日 至 令和2年12月31日) 令和3年10月27日北海道財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

令和4年6月30日

株式会社北弘電社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

札幌事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大黒英史

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柴本岳志

<財務諸表監査>

限定付適正意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社北弘電社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第72期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、「限定付適正意見の根拠」に記載した事項の財務諸表に及ぼす可能性のある影響を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社北弘電社の令和4年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

限定付適正意見の根拠

注記事項（追加情報）に記載のとおり、会社は当事業年度において、前事業年度末における高山ソーラーヒルズ太陽光発電所建設工事（以下、高山工事とする）及び他の工事に係る工事原価総額の見積り等に関連する誤謬を訂正した。当該誤謬の訂正により、前事業年度末の工事損失引当金526,581千円を計上した。当監査法人は、会社が高山工事に関する誤謬を訂正する際、外注先からの見積りの一部を前事業年度の工事原価総額に反映させなかったことについて、その判断の根拠を入手することができなかつたため、訂正後の工事原価総額について、十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかつた。

この結果、前事業年度の財務諸表における工事損失引当金等に関連する金額に修正が必要となるかどうかについて判断することができなかつたため、前事業年度の財務諸表に対して限定付適正意見を表明している。当該事項は当事業年度の財務諸表と比較情報である前事業年度の財務諸表の比較可能性に影響を及ぼす可能性がある。

また、注記事項（会計方針の変更）等に記載のとおり、会社は当事業年度の期首より「収益認識に関する会計基準」等を適用しているが、高山工事に関する期首時点の工事原価総額の見積りについては、上記のとおり十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかつたため、当事業年度の完成工事高15,309,778千円及び工事損失引当金繰入額529,411千円等の金額に修正が必要となるかどうかについて判断することができなかつた。

このように、高山工事に関する前事業年度末の工事原価総額の見積りについて、十分かつ適切な監査証拠を入手できなかったことは、上記のとおり、完成工事高及び工事損失引当金繰入額等に影響するとともに、工事損失引当金等の数値と対応数値の比較可能性に影響を及ぼす可能性があるが、他の勘定科目には影響を及ぼさないことから、これらの影響は限定的である。

したがって、財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではない。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、限定付適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、ビジネス統括本部内線統括部の太陽光発電所建設工事の工事コストの大幅な増加などにより、当事業年度において、営業損失2,741,628千円、経常損失2,588,925千円、当期純損失2,787,443千円を計上し、借入金残高が3,700,000千円に増加した。なお、当該借入金3,700,000千円の期日は、令和4年7月末である。当該損失計上及び借入金増加により、会社の資金繰り計画に重要な影響があることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

当監査法人は、「限定付適正意見の根拠」及び「継続企業の前提に関する重要な不確実性」に記載されている事項のほか、以下に記載した事項を監査報告書において監査上の主要な検討事項として報告すべき事項と判断している。

高山工事の工事損失引当金に影響を及ぼす工事原価総額の見積り	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>注記事項（重要な会計上の見積り）に記載のとおり、会社は高山工事に対して工事損失引当金838,862千円を計上している。工事損失引当金は、事業年度末時点の工事原価総額等が工事収益総額を超過すると見込まれる額のうち、既に計上された工事損益の額を控除した残額を計上するものである。</p> <p>一方、「限定付適正意見の根拠」に記載のとおり、前事業年度末の工事原価総額は、前事業年度及び当事業年度における除外事項付意見を表明する原因となる事項である。当該事項は、前事業年度の財務諸表における工事損失引当金等並びに当事業年度の完成工事高及び工事損失引当金繰入額等に影響しているが、当事業年度末の工事損失引当金には影響を及ぼしていない。</p> <p>当該工事における工事損失引当金は、主として工事原価総額の変化により計上されたものであり、工事原価総額は当該工事の開始時である令和3年5月の見積額から56%増加している。当該増加の主な要因は、土木工事を含む外注費の増加であり、当初の見積り時には想定し得なかった気象条件や地理的要因、地中障害、工事従事者の不足等、主として土木工事に関連した追加工事が発生している。このため、注記事項（重要な会計上の見積り）に記載のとおり、会社は外注費を工事原価総額の見積りにおける主要な仮定とし、外注業者からの見積書を基礎として、専門的な判断を加えて仮定している。</p> <p>翌事業年度においても、土木費用を含む外注費は引き続き発生する見込みである。このため、今後、当事業年度末時点では想定し得ない新たな障害等が発生して外注費等の仮定を見直し、工事原価総額の見積りの変更が必要となる可能性がある。その場合、見積り変更時点で工事損失引当金の追加計上が求められる。</p> <p>したがって、当該工事における工事原価総額の見積りは、主として外注費の変動に起因する不確実性を伴い、経営者の判断が会社の業績に重要な影響を及ぼすこととなることから、工事原価総額の見積りは「監査上の主要な検討事項」に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、高山工事における当事業年度末の工事原価総額の見積り変更に関連する内部統制には依拠しないこととして、工事原価総額の見積りの合理性を検討するため、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見積りの修正が適時になされていることを確かめるため、定期的に工事担当役員、工事担当者等の複数の担当者へ質問し、外注業者から入手した見積書・注文請書等との照合を行った。 ・視察時点の施工状況と工事進捗度の見積りとの整合性及び当事業年度末時点で想定していなかった工事の有無について検討するため、当事業年度末日後に工事現場を視察した。 ・実行予算に反映すべき事象の有無を検討するため、主要な外注業者等に対して外注費見積額に関する確認を実施した。 ・実行予算に反映すべき事象の有無を検討するため、工程表を閲覧するとともに、主な外注業者等との協議、社内での高山工事の進捗情報を共有するためのプロジェクトフォロー会議について、議事録を閲覧した。 ・当事業年度末時点で想定していなかった工事の有無について検討するため、当事業年度末日以降の原価台帳を閲覧した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

上記の「限定付適正意見の根拠」に記載したとおり、当事業年度の財務諸表に影響を及ぼしている前事業年度末の訂正後の工事原価総額について、十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。

したがって、当監査法人は、当該事項に関するその他の記載内容に重要な誤りがあるかどうか判断することができなかった。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業を前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業を前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業を前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社北弘電社の令和4年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社北弘電社が令和4年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は開示すべき重要な不備があるため有効でないと表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

内部統制報告書に記載されているとおり、会社の全社的な内部統制の一部には開示すべき重要な不備が存在しているが、会社は開示すべき重要な不備に起因する必要な修正を全て財務諸表に反映している。

これによる財務諸表監査に及ぼす影響はない。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。